

令和 7 年度

水産制度金融のあらまし



鹿児島県 商工労働水産部 水産振興課

目 次

○ 水産制度金融の体系	1
○ 制度資金の融資対象別対応早見表	2
○ 代表的な水産制度資金の金利の推移	4
1 県財政資金（無利子） 沿岸漁業改善資金	6
2 系統等資金（利子補給） 漁業近代化資金	10
水産加工業経営安定資金	12
漁業経営維持安定資金	14
漁業経営再建資金	16
漁業経営改善促進資金	18
天災資金	20
3 日本政策金融公庫資金（政府関係金融機関） 漁業基盤整備資金	23
漁業経営改善支援資金	24
漁業経営安定資金	27
振興山村・過疎地域経営改善資金	28
農林漁業施設資金	29
中山間地域活性化資金	32
水産加工資金	33
農林漁業セーフティネット資金	36
4 奄美群島振興開発基金（融資・債務保証制度）	38
5 水産庁事業 水産業競争力強化金融支援事業	41
漁業経営基盤強化金融支援事業（無利子化事業）	44
6 中小漁業融資保証保険制度 漁業信用保証制度	47
漁業者保証円滑化対策事業	49
○ 融資・金融相談の窓口	51

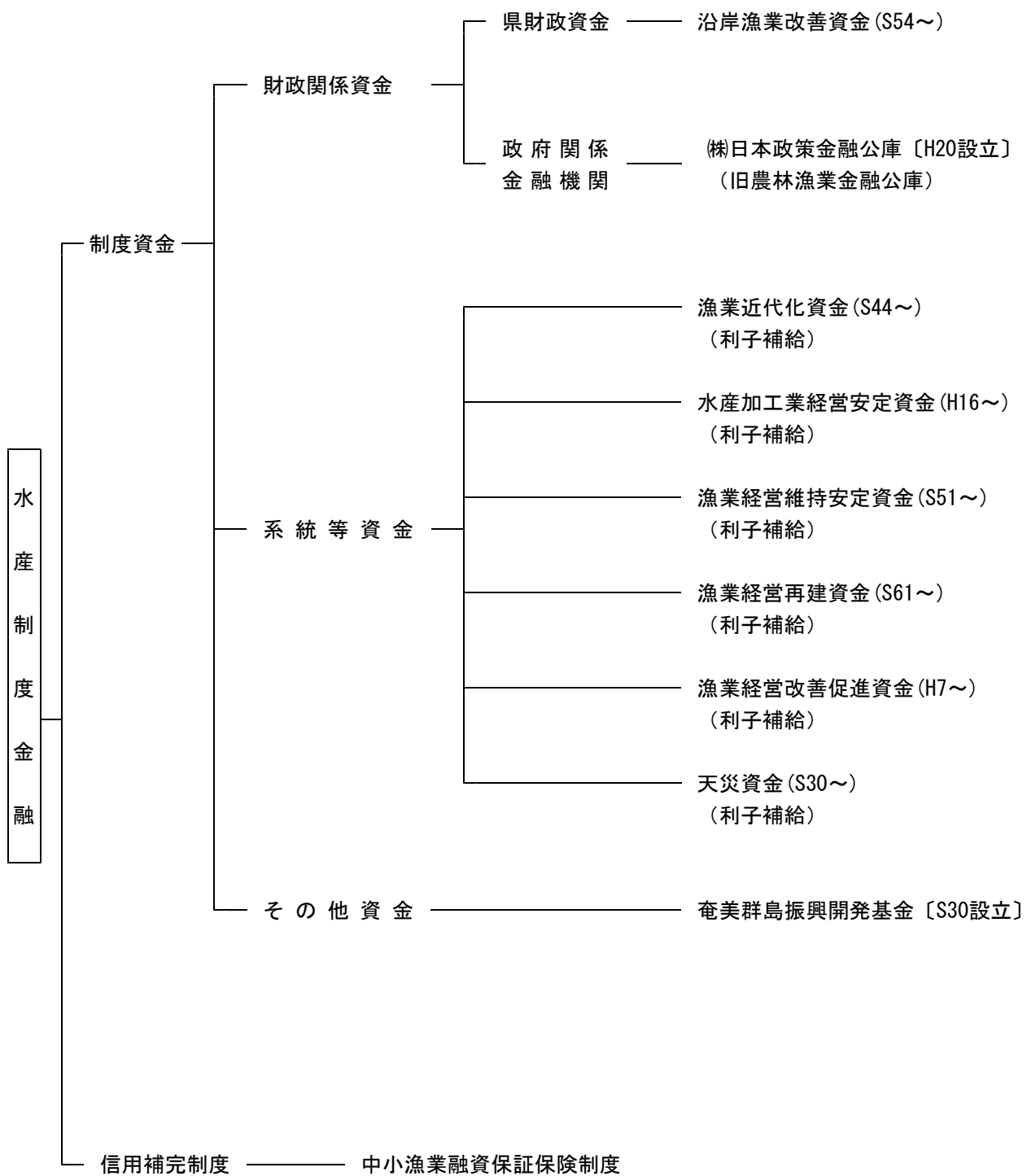
- ◇ 利率は金融情勢により変動します。この冊子は、令和7年9月16日現在最新の利率を基本として掲載しています。

◇ 制度の内容及び貸付条件についても変わることがあります。

◇ 最新の利率や各制度資金の詳しいことについては、県水産振興課漁協係又は巻末(P51)の関係機関にお問い合わせください。

※ 各制度資金における償還期限は上限を表示し、据置期間を含みます。

水産制度金融の体系



水産制度資金の融資対象別対応早見表

資 金 名		融資対象	参 照 ペ ー ジ	漁 船		漁 具	施設・設備	
				漁船建造・改 造・取得(機 関、機器を含 む)			漁 業 関 連	加 工 関 連
				20 t 未 満	20 t 以 上			
直貸又 は転貸	沿 岸 漁 業 改 善 資 金	6	○		○	○		
系 統 資 金 等	漁 業 近 代 化 資 金	10	○	○	○	○	○	
	水 産 加 工 業 経 営 安 定 資 金	12						
	漁 業 経 営 維 持 安 定 資 金	14						
	漁 業 経 営 再 建 資 金	16						
	漁 業 経 営 改 善 促 進 資 金	18						
	天 災 資 金	20	○	○	○	○	○	
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	漁 業 基 盤 整 備 資 金	23				○	○	
	漁 業 経 営 改 善 支 援 資 金	24	○	○				
	漁 業 経 営 安 定 資 金	27						
	振興山村・過疎地域経営改善資金	28	○		○	○	○	
	農 林 漁 業 施 設 資 金	29			○	○	○	
	中 山 間 地 域 活 性 化 資 金	32					○	
	水 産 加 工 資 金	33					○	
	農林漁業セーフティネット資金	36						
奄 美 群 島 振 興 開 発 基 金		38	○	○		○	○	

養殖		漁業経営			水産加工業経営		漁業集落		共同利用施設	漁業経営改善計画関連		災害関連
養殖施設	種苗購入・育成	経営開始	運転資金	負債整理	運転資金	負債整理	給排水等施設	漁家住宅		運転資金	設備資金	
○	○	○					○	○				
○	○	○					○	○	○			
						○						
				○								
				○								
										○		
												○
							○		○			○
										○	○	
				○								○
○									○			
○							○		○			○
							○		○			
			○		○							○
○			○		○				○			

(参考)

代表的な水産業制度資金の金利の推移

<対象制度資金名>

- ・ 漁業近代化資金（20トン以上の漁船資金以外，個人施設等，漁協・信漁連の貸付）
- ・ 漁業経営維持安定資金（沿岸），漁業経営再建資金，水産加工業経営安定資金
- ・ 漁業経営再建資金の貸付金利の上限は2.00%

(単位：%)

適用期間		基準金利 (A)	貸付金利 (B)	利子補給率 (C) = (A) - (B)
始 期	終 期			
R1.7.19	R1.8.19	1.35%	0.08%	1.27%
R1.8.20	R1.9.18	1.35%	0.07%	1.28%
R1.9.19	R1.10.20	1.30%	0.02%	1.28%
R1.10.21	R1.11.17	1.35%	0.06%	1.29%
R1.11.18	R1.12.17	1.35%	0.09%	1.26%
R1.12.18	R2.2.19	1.50%	0.20%	1.30%
R2.2.20	R2.4.19	1.40%	0.10%	1.30%
R2.4.20	R2.7.19	1.50%	0.20%	1.30%
R2.7.20	R2.12.17	1.60%	0.30%	1.30%
R2.12.18	R3.2.18	1.50%	0.20%	1.30%
R3.2.19	R3.8.18	1.60%	0.30%	1.30%
R3.8.19	R3.10.17	1.50%	0.20%	1.30%
R3.10.18	R4.3.17	1.60%	0.30%	1.30%
R4.3.18	R4.7.18	1.75%	0.50%	1.25%
R4.7.19	R4.8.18	1.85%	0.60%	1.25%
R4.8.19	R4.9.19	1.75%	0.50%	1.25%
R4.9.20	R4.10.19	1.85%	0.60%	1.25%
R4.10.20	R4.11.17	1.95%	0.70%	1.25%
R4.11.18	R4.12.18	2.05%	0.80%	1.25%
R4.12.19	R5.1.18	1.95%	0.70%	1.25%
R5.1.19	R5.2.19	2.05%	0.80%	1.25%
R5.2.20	R5.3.19	2.15%	0.90%	1.25%
R5.3.20	R5.4.18	2.25%	1.00%	1.25%
R5.4.19	R5.5.17	1.95%	0.70%	1.25%
R5.5.18	R5.6.18	2.05%	0.80%	1.25%
R5.6.19	R5.8.20	1.95%	0.70%	1.25%
R5.8.21	R5.9.18	2.05%	0.80%	1.25%
R5.9.19	R5.10.18	2.25%	1.00%	1.25%
R5.10.19	R5.11.19	2.35%	1.10%	1.25%
R5.11.20	R5.12.17	2.45%	1.20%	1.25%
R5.12.18	R6.1.17	2.35%	1.10%	1.25%
R6.1.18	R6.2.19	2.25%	1.00%	1.25%
R6.2.20	R6.5.19	2.35%	1.10%	1.25%
R6.5.20	R6.6.18	2.45%	1.20%	1.25%
R6.6.19	R6.9.18	2.65%	1.40%	1.25%
R6.9.19	R6.10.20	2.55%	1.30%	1.25%
R6.10.21	R6.11.17	2.45%	1.20%	1.25%
R6.11.18	R6.12.17	2.55%	1.30%	1.25%
R6.12.18	R7.2.19	2.65%	1.40%	1.25%
R7.2.20	R7.3.18	2.75%	1.50%	1.25%
R7.3.19	R7.4.17	2.95%	1.70%	1.25%
R7.4.18	R7.5.18	3.15%	1.90%	1.25%
R7.5.19	R7.6.17	3.05%	1.80%	1.25%
R7.6.18	R7.7.17	3.25%	2.00%	1.25%
R7.7.18	R7.8.18	3.15%	1.90%	1.25%
R7.8.19	R7.9.18	3.25%	2.00%	1.25%
R7.9.19		3.35%	2.10%	1.25%

沿岸漁業改善資金

1 目的

沿岸漁業従事者等に対し、操船漁ろう等の機器購入、住居等の改善、青年漁業者等の養成確保に必要な資金を県が無利子で貸し付け、沿岸漁業の健全な発展、漁業生産力の増大、沿岸漁業従事者の福祉の向上を図る。

2 借受資格者

- (1) 沿岸漁業を営む個人（20トン未満の漁船漁業者等）
- (2) " 漁業協同組合
- (3) " 生産組合
- (4) " 協業体
- (5) " 会社（従業者数が20人以下のもの）
- (6) 沿岸漁業者経営改善促進グループ等として認定された団体・法人（20トン未満の漁船漁業者等）
- (7) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行う者
- (8) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等であって同条第4項第3号に規定する措置を行う者

3 融資機関

直貸方式：鹿児島県

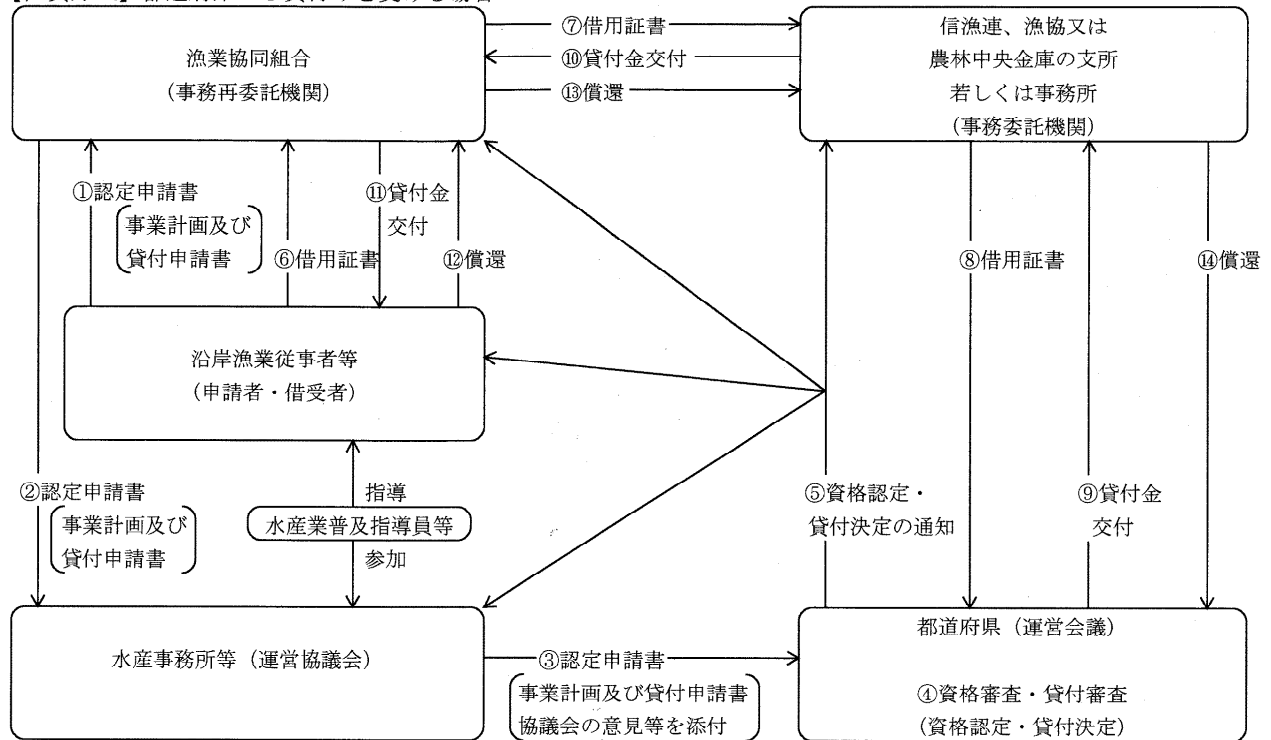
転貸方式：金融機関

4 貸付条件

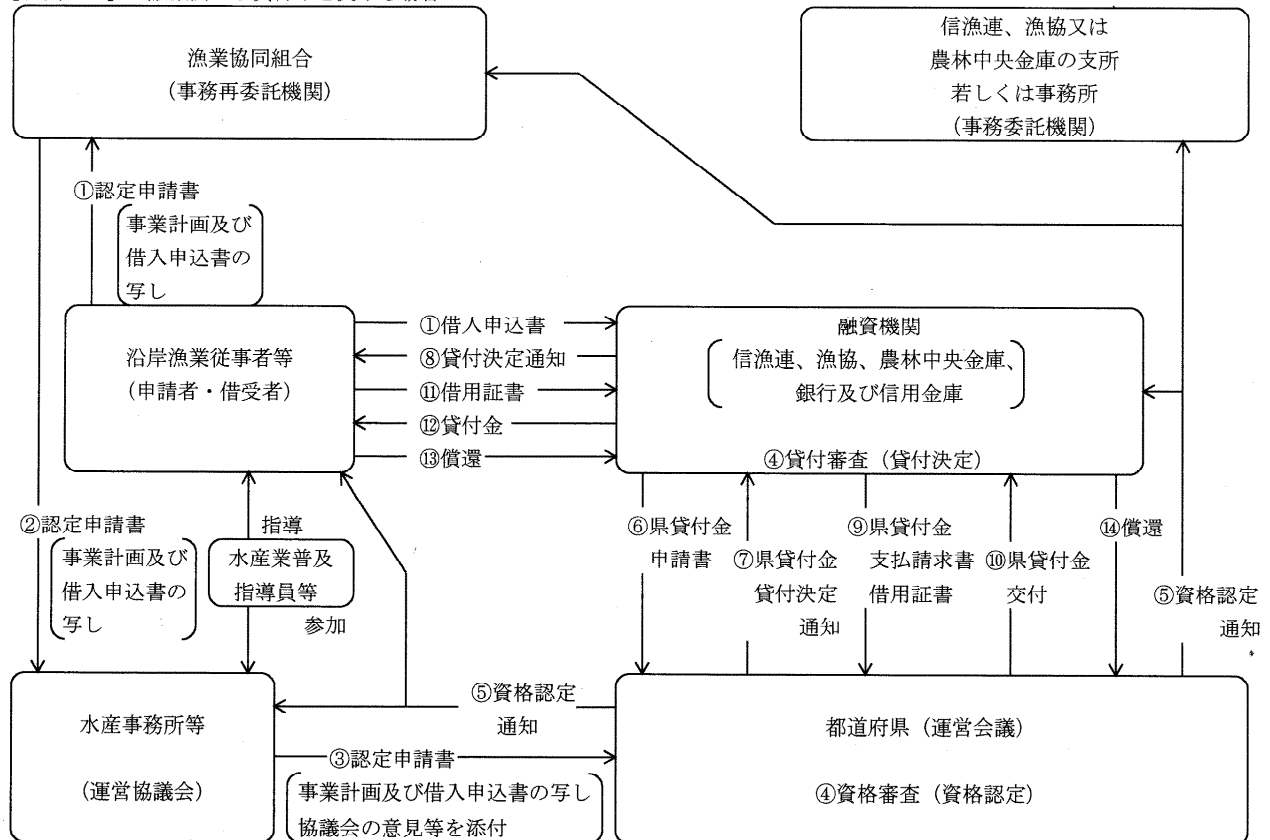
貸付率		漁船用環境高度対応機関及び1件当たり総事業費750万円以上のもの	8.0%以内
		その他の事業	9.0%以内
貸付限度額		これまでの貸付金を含めた貸付合計額5,000万円以内	
担保	直貸	連帯保証人（2人以上） （貸付残高を含む貸付合計額が500万円以上の者は原則として担保徴求）	
	転貸	全国漁業信用基金協会の債務保証（所定の債務保証料が必要）	
貸付内容、償還期間等		別表のとおり	

5 制度の仕組み

【直貸方式】 都道府県から貸付けを受ける場合



【転貸方式】 金融機関から貸付けを受ける場合



【別表】沿岸漁業改善資金

1 経営等改善資金

資金の種類	貸付内容	基 準	貸付限度額 (万円)	償還期間 (据置期間)
①操船作業省力化機器等設置資金	自動操だ装置	—	1 台 100	7 年 (1 年) 連 携→9年(3年) バイオ→9年(1年) 六 次→9年(3年) みどり→9年(1年)
	遠隔操縦装置		1 台 50	
	サイドスラスタ		1 台 400	
	レーダー		1 台 180	
	自動航跡記録装置	型式認定	1 台 120	
	G P S 受信機		1 台 130	
			(合計で500)	
②漁ろう作業省力化機器等設置資金	動力式つり機	型式認定	1 件 500	7 年 (1 年) 連 携→9年(3年) バイオ→9年(1年) 六 次→9年(3年) みどり→9年(1年)
	ラインホーラー等の揚縄機		1 台 120	
	ネットホーラー等の揚網機			
	巻取りウインチ	—	1 台 500	
	放電式集魚灯		1 セット 200	
	漁業用クレーン		1 台 400	
	漁獲物等処理装置	型式認定	1 台 500	
	海水冷却装置		1 台 180	
	海水殺菌装置	型式認定	1 台 300	
	漁業用ソナー		1 台 500	
	カラー魚群探知機		1 台 150	
	潮流計		1 台 500	
			(合計で500)	
③補機関等駆動機器等設置資金	補機関（動力取出装置付きの推進機関を含む）	[—]	1 台 400	7 年 (1 年) 連 携→9年(3年) バイオ→9年(1年) 六 次→9年(3年) みどり→9年(1年)
	油圧装置	—	1 台 500	
			(合計で500)	
④燃料油消費節減機器等設置資金	漁船用環境高度対応機関	型式認定	1 台 2,400	7 年 (1 年) 連 携→9年(3年) バイオ→9年(1年) 六 次→9年(3年) みどり→9年(1年)
	定速装置		1 台 120	
	発光ダイオード式集魚灯		1 セット 1,300	
			(合計で2,500)	
⑤新養殖技術導入資金	養殖施設、種苗購入又は生産、餌料の購入	農林水産大臣が定める基準に基づく水産動植物の養殖技術等	400	4 年 (2 年) 連 携→5年(3年) バイオ→5年(2年) 六 次→5年(3年) みどり→5年(2年)
⑥資源管理型漁業推進資金	水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等の購入又は設置	農林水産大臣が定める基準に基づく水産資源の管理に関する取決めの締結	1,200	10 年 (3 年) 連 携→12年(5年) バイオ→12年(3年) 六 次→12年(5年) みどり→12年(3年)
⑦環境対応型養殖業推進資金	養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等の購入又は設置	農林水産大臣が定める基準に基づく漁場の保全に関する取決めの締結	2,000 〔 漁場環境適正化管理協定 に基づく取組 1,200 〕	10 年 (3 年) 連 携→12年(5年) バイオ→12年(3年) 六 次→12年(5年) みどり→12年(3年)
⑧乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すり	—	50	5 年 (1 年)
	安全カバー装置		50	
	揚網機安全装置		40	
			(合計で150)	

※ 償還期限(据置)欄の“連携”は農商工連携促進法に係るもの、“バイオ”は農林漁業バイオ燃料法に係るもの、“六次”は六次産業化法に係るもの（次頁においても同じ），“みどり”はみどりの食

料システム法にかかるもの、をそれぞれ表しています。

(経営等改善資金つづき)

資金の種類	貸付内容	基 準	貸付限度額 (万円)	償還期間 (据置期間)
⑨救命消防設備 購入資金	救命胴衣	船舶安全法の型式承認を受け 検定に合格したもの	10	2 年 (一)
	消火器			
	イーパブ		60	
	レーダートランスポンダ		65	5 年 (一)
	小型漁船緊急連絡装置	—	130	
			(合計で130)	
⑩漁船転覆防止 機器等設置資金	漁獲物の横移動防止装置	—	30	5 年 (1 年)
	甲板下の魚そう	甲板上の魚そうを甲板下に設置する改造	100	
			(合計で150)	
⑪漁船衝突防止 機器等購入等 資金	レーダー反射器	—	40	5 年 (一)
	無線電話		40	
			(合計で120)	
⑫漁具損壊防止 機器等購入資金	灯火付きブイ	—	個人 70 団体又は会社 130	5 年 (一)
	レーダ反射器付きブイ			
⑬特認資金	定置網用無線遠隔式 魚群探知機の設置	—	350	5 年 (1 年)
	電気パルス発生装置		120	

2 生活改善資金

資金の種類	貸付内容	基 準	貸付限度額	償還期間 (据置期間)
①生活合理化設 備資金	し尿浄化装置、改良 便そう	—	30	3 年 (一)
	自家用給排水施設		10	2 年 (一)
	太陽熱利用温水装置			
②住居利用方式 改善資金	居室の改造	—	150	7 年 (一)
	炊事施設の改造			
	衛生施設の改造			
	家事室等の改造			
③婦人・高齢者 活動資金	機器等、生産活動に 要する費用	共同で行うもの	80	3 年 (一)

3 青年漁業者等養成確保資金

資金の種類	貸付内容	基 準	貸付限度額	償還期間 (据置期間)
①研修教育資金	研修受講費用	農林水産大臣が定める基準	国内 180 国外 100 (合計で180)	5 年 (1 年)
			150	5 年 (一)
②高度経営技術 習得資金	近代的な経営方法又 は技術の習得			
③漁業経営開始 資金	沿岸漁業の経営を開 始するのに必要な費 用	青年漁業者又はその組織する 団体	2,000 (促進グループ 5,000) (一部門経営 800)	10年 (3 年) バイオ→12年(3年)

漁業近代化資金

1 目的

資本装備の高度化，経営の近代化を図るために必要となる資金が，長期かつ低利で漁業者等に融通されるよう，県が系統融資機関に利子補給を行う。

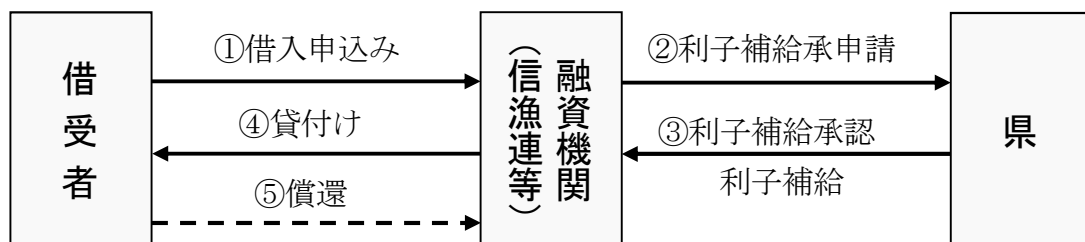
2 借受資格者

- (1) 漁業を営む個人・法人
- (2) 漁業生産組合
- (3) 水産加工業を営む個人・法人
- (4) 漁業協同組合，同連合会
- (5) 水産加工業協同組合
- (6) 漁業者等が主たる構成員となっている水産業振興一般法人，協同会社，任意団体

3 融資機関

- (1) 信用漁業協同組合連合会
- (2) 農林中央金庫

4 制度の仕組み



5 貸付対象等

別表のとおり

6 貸付条件

- (1) 借入額は事業費の原則80%以内であること
- (2) 補助金交付決定を受けた事業については，補助残事業費部分の80%以内の融資であること
- (3) 同一融資対象につき，日本政策金融公庫農林水産事業資金との協調した融資ではないこと
- (4) 利子補給承認前に，事前に事業の着工を行っていないこと

7 水産業競争力強化金融支援事業（詳細は41ページ）

「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」（浜の担い手漁船リース緊急事業，漁船漁業構造改革緊急事業）又は「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」により，漁船の建造・取得・改修，漁業用機器等の導入を行った場合等に，金利負担等を軽減する事業がある。

8 漁業経営基盤強化金融支援事業（詳細は44ページ）

漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対する融資については，漁業者が負担する利子を国が助成し，金利負担を軽減（実質無利子化）する事業がある。

【別表】漁業近代化資金

資金の種類		資金使途	貸付利率 (%)		償還期限 (据置)		貸付限度額
			漁業者	漁協等	漁業者	漁協等	
1号資金 (漁船)	総トン数 20トン未 満の漁船	漁船の建造・取得・ 改造, 機関換装, 機 器設置	2. 10		FRP, 鋼船	20年 (3年)	①漁協, 漁連, 水産加工業 協同組合, 協同会社 12億円 (※1) ②20トン以上漁船資金借受 者 3億6,000万円 (※2) ③水産養殖業者 (法人, 漁業生産組合) 3億6,000万円 (※2) ④2以上の複合経営を行う 個人又は法人 3億6,000万円 (※2) ⑤上記②～④以外の生産組 合, 漁業又は水産加工業を 営む法人, 個人のうち20ト ン未満漁船資金借受者・漁 船漁業用資金借受者・養殖 業者 9,000万円 (※2) ⑥漁家民宿施設資金借受者 9,000万円 ⑦その他の漁業を営む個人 1,800万円 ※1 都道府県の区域を越 える区域を地区とする漁協 等については農林水産大 臣, それ以外の者について は知事が承認したときは, その承認した額を貸付限度 額とする。 ※2 知事が認めたときは その額を貸付限度額とす る。
	総トン数 20トン以 上130ト ン未満の 漁船				木船	9年 (2年)	
					機関, 機器	10年 (3年)	
2号資金 (漁船漁具保管 修理施設等)		漁船漁具保管修理施 設, 漁業用資材保管 施設, 漁船用油供水 供給施設, 養殖池, 蓄 養池, 水産種苗生産 施設, 養殖用作業 舎, 水産物処理施 設, 水産物保蔵施 設, 水産物加工施 設, 製氷冷凍施設, 水産物等運搬施設, 水産物販売施設又は 漁業用通信施設の改 良・造成・取得	2. 10		15年 (3年)	20年 (3年)	
3号資金 (漁場改良造成用機 具)		漁場改良造成用機 具, 漁船用油供水供 給用機具, 水産種苗生 産用機具, 養殖用え さ調製供給用機具, 水産物等運搬用機具 等の取得	2. 10		7年 (2年)	10年 (2年)	
4号資金 (漁具等)		漁具, 養殖いかだ, 養殖施設等の取得	2. 10		5年 (2年) [大型定置網10年]		
5号資金 (水産動植物の種苗 の購入又は育成)		生育期間が通常1年 以上のぶり等の種苗 購入又は育成に必要 な資金	2. 10		5年 (2年) [ぶり, ほたてがい, 真珠3年]		
6号資金 (漁村環境整備施設)		情報処理・通信・研 修・集会施設等の造 成・取得・改良	—	2. 10	—	20年 (3年)	
7号資金 (農林水産大臣特認)		漁場改良造成施設, 共同利用船舶, 水産 物処理加工公害防止 施設, 海浜等環境活 用施設, 漁村給排水 施設, 特定漁家住 宅, 初度的経営資 金, 漁協経営強化機 器整備資金, 密漁監 視施設, 水産業労働 力確保施設資金	2. 10		漁村給排水施 設, 漁家住宅, 水産業労働力確 保施設 15年 (3年)	—	
					初度的経営資金 5年 (2年)	—	
					上記以外 12年 (2年)	上記以外 15年 (3年)	

※ 貸付利率は令和7年9月19日現在

1 目的

国際的な水産資源の保存・管理の高まりや操業規制の変化等に伴う加工原材料の供給不足等により、水産加工場の操業に顕著な影響を受けている水産加工業者等の経営の維持安定を図るため、漁協系統融資機関に対して県が利子補給を行う。

2 借受資格者

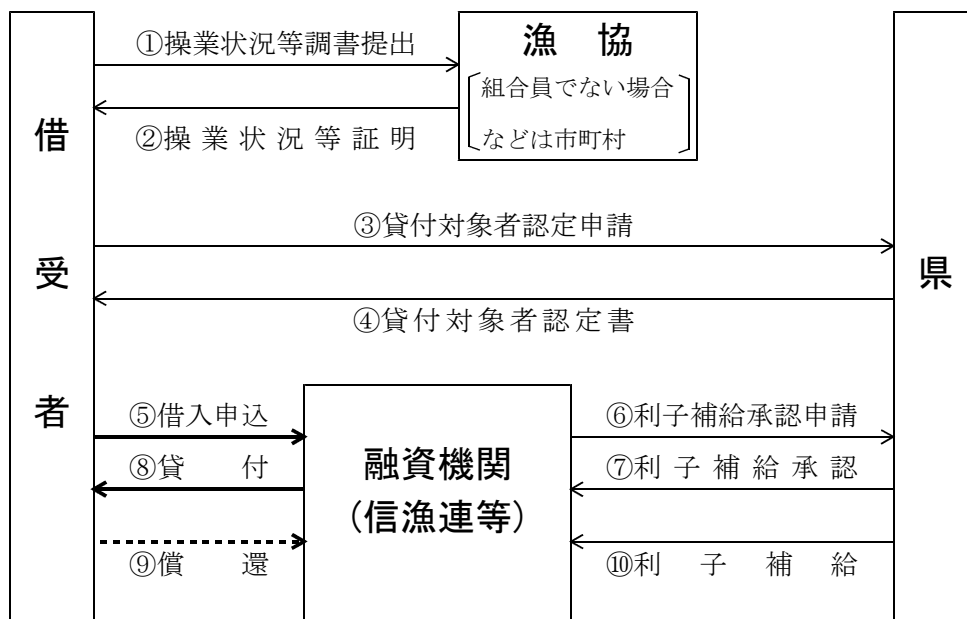
水産加工業者（資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える者を除く）及び水産加工業協同組合（水産加工業を営む漁業協同組合等を含む）であって、次の要件のすべてに該当する者

- (1) 貸付年度の前年の1月1日から12月31日までの期間において、当該水産加工場における原料の全使用量のうち近海水産資源（我が国近海で採捕され、又は養殖される水産動植物をいう）の占める割合が3分の1以上であった者
- (2) 次のいずれかに該当すること
 - ア 貸付年度の直近の事業年度において、水産加工経営の収支に欠損金が生じている者若しくは実質的に欠損と認められる者又は貸付年度において欠損になると認められる者
 - イ 操業度が低下していること（貸付け申し込みの直近6か月間において、直近3か年のいずれかの年の同期に比較して5分の4以下になっていること）
 - ウ 原材料が高騰していること（貸付け申し込みの直近6か月間において、当該水産加工場の主要加工原材料等の平均単価が、直近3か年のいずれかの年の同期に比較して1.2倍以上となっていること）

3 融資機関

信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、信用協同組合

4 制度のしくみ



5 貸付条件

- (1) 貸付限度額 5,000万円
- (2) 貸付利率 2.10%（従業員100人を超える漁業者については2.55%）（令和7年9月19日現在）
- (3) 償還期限 3年以内（うち据置1年以内）

漁業経営維持安定資金

1 目的

漁業経営の維持が困難な中小漁業者の経営再建を図るため、漁業者が固定化債務の整理のために緊急に必要な資金の融資を受ける場合に、県（遠洋かつお・まぐろ漁業等は国）が融資機関に対して利子補給を行う。

2 借受資格者

次のいずれかの要件に該当する中小漁業者であって、漁業経営再建計画を作成し、知事の認定を受けた者

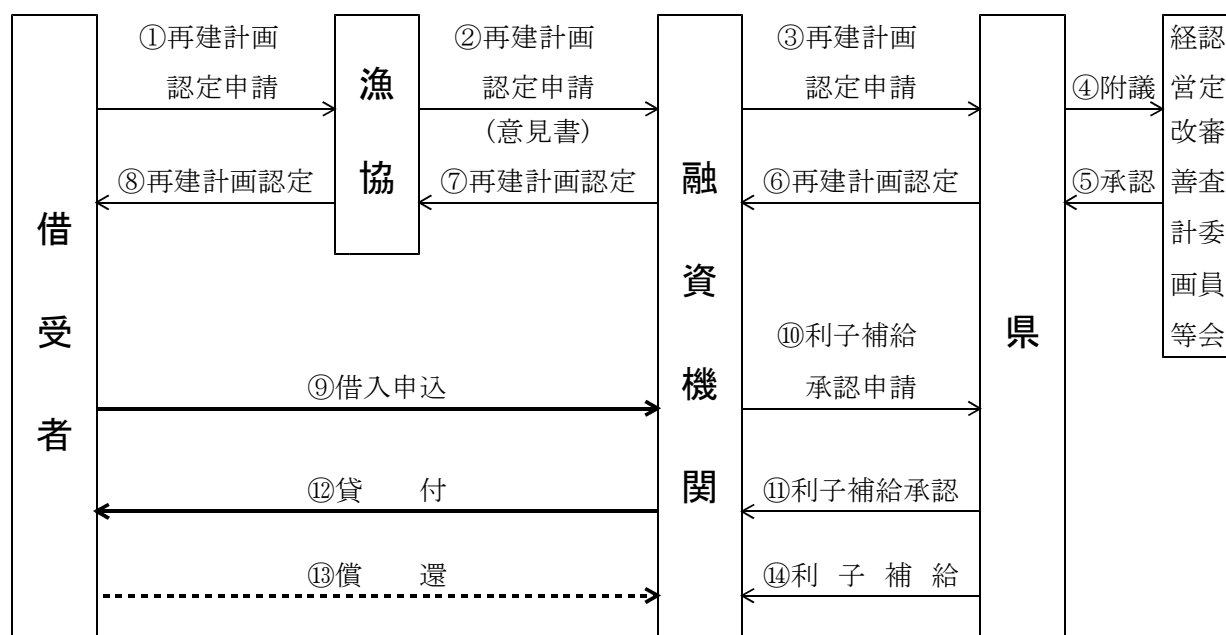
- (1) 漁家経営にあつては、固定化債務を有し、この資金の融通によってその整理を行うことが必要と認められる者
- (2) 企業経営にあつては、直近の事業年度を含め原則として3か年（特例2か年）の漁業収支が通算して損失となっている者、又は直近の事業年度の末日現在において自己資本不足比率*が0.1以上である者

$$\text{※ 自己資本不足比率} = \frac{\text{固定資産額} - (\text{自己資本額} + \text{固定負債額})}{\text{固定資産額}}$$

3 融資機関

信用漁業協同組合連合会，農林中央金庫，銀行，信用金庫，信用協同組合

4 制度のしくみ



5 貸付条件

資金使途	貸付利率	償還期限 (据置)	貸付限度額											
固定化債務等の整理による漁業 経営の再建 〈整理対象債務〉 1 延滞債務 2 期間延長，借替え等により実質 的に延滞ないし固定化していると みなされる債務 3 その他 ① 賃金，退職金の未払債務 ② 金融機関以外からの借入金 ③ 漁業に関する債務について引 き受けた保証債務又は連帯債務 で，主たる債務者又は他の連帯 債務者の倒産等により履行を必 要とされているもの ④ 県単独の制度資金等で漁業経 営の維持安定を図るための緊急 融資に係る借入金 ⑤ 特認事業 2.10% 10年 (3年) 特認15年 (3年) ① 漁船漁業 <table><tr><th>漁船総トン数</th><th>貸付限度額</th></tr><tr><td>30トン未満</td><td>4,000万円</td></tr><tr><td>30トン以上 50トン未満</td><td>7,000万円</td></tr><tr><td>50トン以上100トン未満</td><td>1億2,000万円</td></tr><tr><td>100トン以上200トン未満</td><td>1億5,000万円</td></tr><tr><td>200トン以上500トン未満</td><td>2億4,000万円</td></tr><tr><td>500トン以上</td><td>4億円</td></tr></table> ② 養殖業 4,000万円 ③ 定置漁業 大型定置漁業 8,000万円 小型定置漁業 4,000万円	漁船総トン数	貸付限度額	30トン未満	4,000万円	30トン以上 50トン未満	7,000万円	50トン以上100トン未満	1億2,000万円	100トン以上200トン未満	1億5,000万円	200トン以上500トン未満	2億4,000万円	500トン以上	4億円
漁船総トン数	貸付限度額													
30トン未満	4,000万円													
30トン以上 50トン未満	7,000万円													
50トン以上100トン未満	1億2,000万円													
100トン以上200トン未満	1億5,000万円													
200トン以上500トン未満	2億4,000万円													
500トン以上	4億円													

注 貸付利率は令和7年9月19日現在

漁業経営が極めて困難となっている中小漁業者の経営再建を図るため、自助努力を前提として関係機関の支援・協力の下に漁業者が長期かつ低利の負債整理資金の融資を受ける場合に、県が利子補給を行う。

2 借受資格者

次のすべての要件を満たす中小漁業者であって、経営再建計画について債権者の合意を得た上で知事の認定を受けた者

- (1) 直近の事業年度の末日現在において、自己資本不足比率*が0.5（遠洋近海かつお・まぐろ漁業は0.3）以上であること

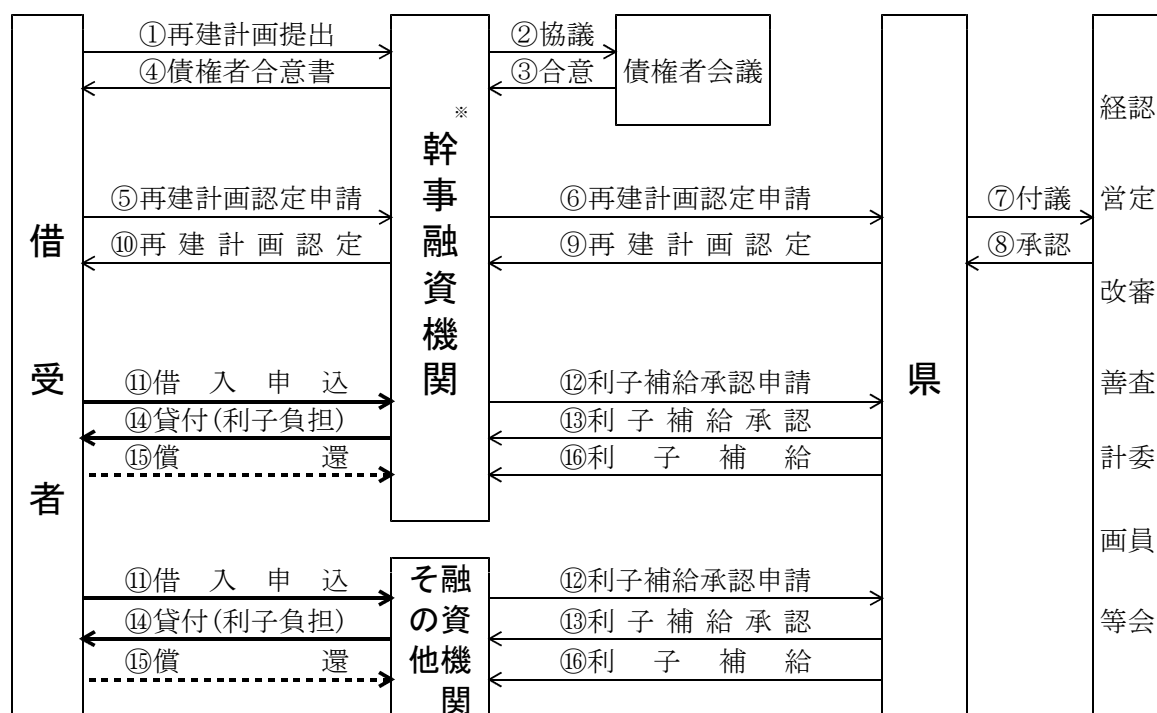
$$\text{※ 自己資本不足比率} = \frac{\text{固定資産額} - (\text{自己資本額} + \text{固定負債額})}{\text{固定資産額}}$$

- (2) 直近の事業年度を含め原則として3年（特例2年）以上債務超過となっていること
〔 個人にあっては、直近3年（特例2年）において連続して総支出が総収入を上回っている場合も可 〕
- (3) 今後の漁業経営の収支見込みが、次の不等式を満たすこと
$$\text{漁業収入} \geq \text{漁業支出} + \text{減免後の負債利息}$$
- (4) 再建資金の既借受者でないこと
- (5) 直近の事業年度における漁業収入が総収入の過半数を占めること

3 融資機關

信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合

4 制度のしくみ



※ 幹事融資機関…借受者の有する漁業経営に係る金融債権の総額の1/2以上を有する融資機関

5 貸付条件

資金使途	貸付利率	償還期限 (据置)	貸付限度額						
漁業経営に係る金融債務の借替整理による漁業経営の再建 〈整理対象債務〉 金融債務（返済期限未到来の固定資産見合いの長期借入金及び政府関係金融機関からの借入金を除く）であって、次のいずれかに該当するもの。 ① 冷凍冷蔵，水産物加工の漁業関連事業に係るもの ② 漁家(個人)の金融債務であって，漁業経営に係る金融債務と併せて整理しなければ漁業経営の再建を図ることが特に困難と認められるもの ③ その他漁業経営に係るもの	2.00%	10年 (一) 特認15年 (2年)	次の条件の範囲内で，再建計画に定める額 1 整理対象債務の8割以内。漁船漁業を主として営む者は8億円（大中型まき網漁業は11億円）を上限として下表に掲げる額以内。 <table><tr><th>漁船総トン数</th><th>貸付限度額</th></tr><tr><td>30トン未満</td><td>7,200万円</td></tr><tr><td>30トン以上</td><td>総トン数×240万円</td></tr></table> 2 再建資金の融通を行う融資機関が有する整理対象債権の総額以内	漁船総トン数	貸付限度額	30トン未満	7,200万円	30トン以上	総トン数×240万円
漁船総トン数	貸付限度額								
30トン未満	7,200万円								
30トン以上	総トン数×240万円								

注 貸付利率は令和7年9月19日現在

6 その他

(1) 融資機関の負担

本資金は、融資機関による利子負担が必要（現行1.10%）

(2) 漁業経営再建計画の認定基準

- ① 再建計画の達成が確実に見込まれること
- ② 借受者の自助努力が十分に行われ、かつ債権者からの必要な支援が得られていること
- ③ 原則として再建資金の借入が1回限りとされていること
- ④ 原則として計画終了時に繰越欠損金が解消する再建計画であること
- ⑤ 再建計画期間中に、新たに漁業経営維持安定資金の借入を予定していないこと
- ⑥ 漁業経営維持安定資金の借入によっては再建が困難な者であること

漁業経営改善促進資金

1 目的

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画を作成し、経営改善を行う中小漁業者に対して低利の短期運転資金を融通することにより、経営改善の円滑な推進を支援する。

2 借受資格者

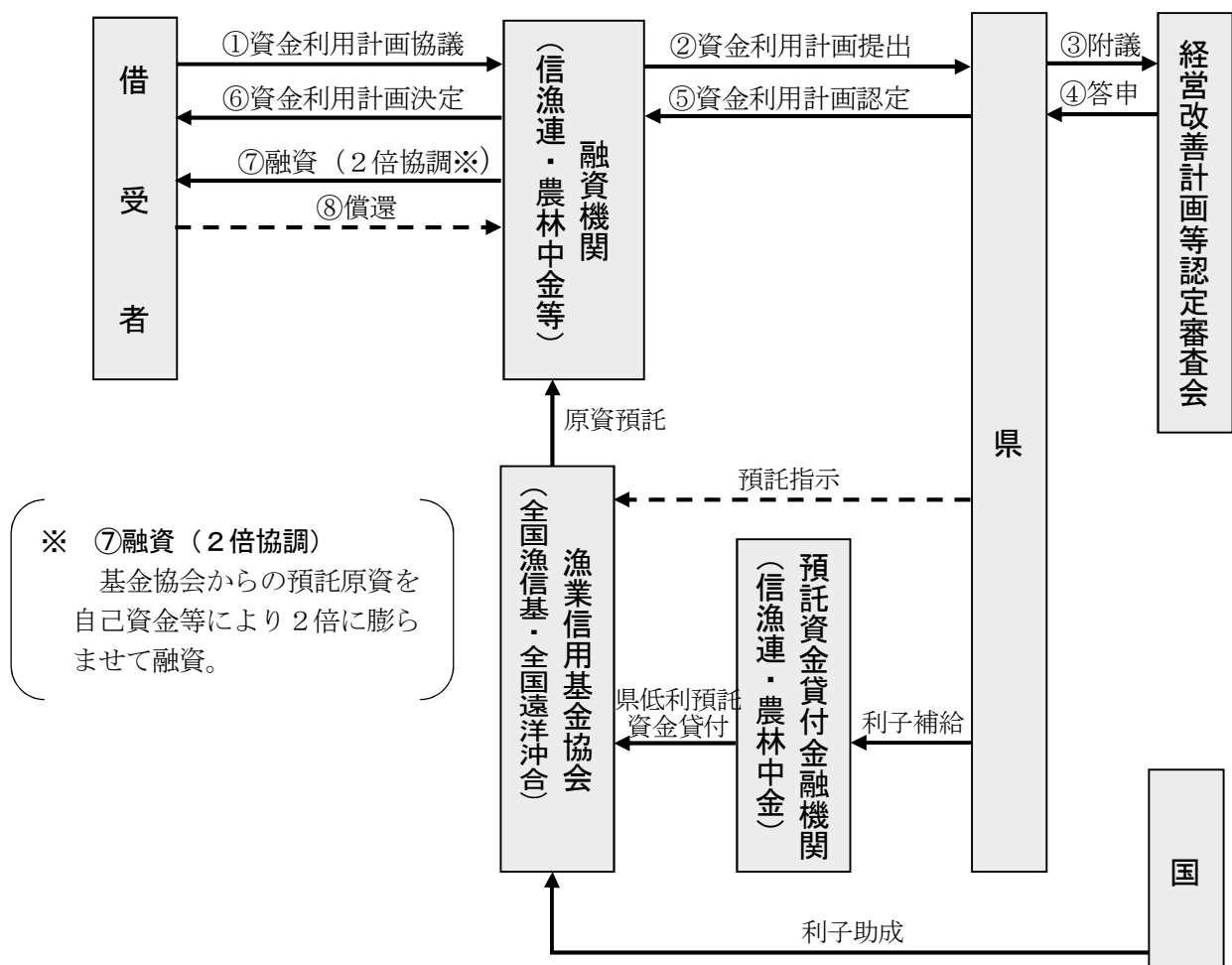
漁業経営改善計画の認定を受けた中小漁業者（認定漁業者）であって、次に掲げる要件の全てを満たす者で、資金利用計画について知事の認定を受けた者

- (1) 漁業経営改善計画が運転資金を必要とするような具体的な経営改善措置を内容とするものであること
- (2) 当該年度において経営改善措置に着手することが確実であること
- (3) 青色申告を行っていること
- (4) 資金利用計画において、既往借入金の返済財源が確保されていること（各事業年度における減価償却前当期利益が固定負債の償還額を上回っていること）

3 融資機関

信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合

4 制度の仕組み



5 貸付条件

(1) 資金使途

漁業経営改善計画の達成に必要な運転資金一般（雇用労賃、燃料費、漁船の保守管理費、漁船乗組員の研修費、市場開拓費、販売促進費等）。ただし、既往借入金の借り換えは除く。

(2) 貸付利率

1.85%（令和7年9月19日現在）

(3) 貸付極度額の上限

- ・ 漁船漁業 3,000万円～1億9,000万円
- ・ 養殖業 3,000万円
- ・ 定置漁業 4,000万円

(4) 貸付方式

極度貸付方式による当座貸越又は手形貸付

(5) 償還期限

手形貸付にあつては1年以内、当座貸越にあつては1年程度の当座貸越契約期間内。ただし、漁業経営改善計画期間中は借換え可能。

7 漁業経営改善計画

(1) 内容

漁業経営の改善を図ろうとする漁業者や、直接又は間接の構成員である漁業者の経営改善を支援しようとする漁業協同組合等が作成する、原則5年を期間とする計画

(2) 認定者

知事。ただし、遠洋底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業については農林水産大臣。

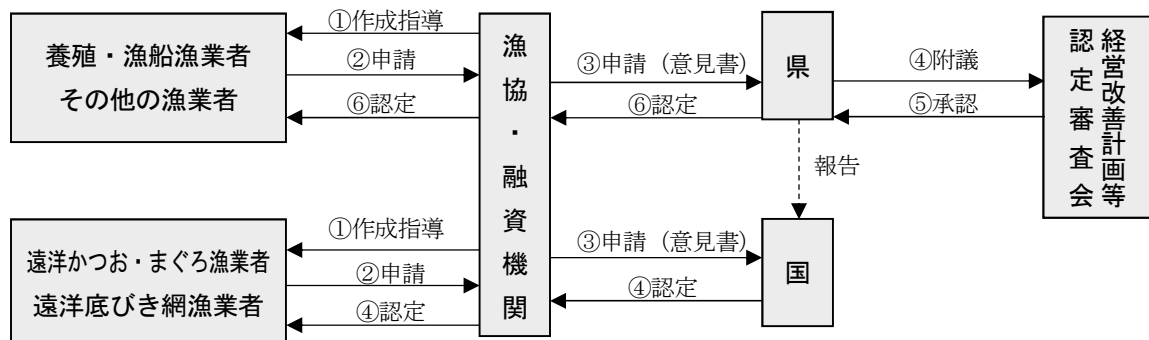
(3) 主な認定基準

一般型 計画期間で「減価償却前利益（営業利益＋減価償却費）」、「付加生産額（営業利益＋人件費＋減価償却費）」、「従業員1人当たりの減価償却前利益」又は「従業員1人当たり付加生産額」の5年間の伸び率が15パーセント以上（特定の取組を行う場合は5%以上）である計画となっていること

地域連携型 浜プラン等に基づく取組みであり、当該浜プラン等における所得向上の目標達成への貢献が見込まれるものを実施すると認められるもので、計画期間（3～5年）「減価償却前利益」の伸び率が浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上であること

新規就業者型 新たに漁業経営を開始した後3年未満の者であつて、一定の漁労知識・技術を有すると認められ、計画期間5年終了時における「減価償却前利益」が地域における同一の漁業種類の平均値以上となること

(4) 認定の流れ



天災資金

1 創設

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）に基づき創設。

2 目的・趣旨

- (1) 天災融資法 天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。
- (2) 激甚災害法 災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置を行う。

3 天災の指定

- (1) 天災融資法 当該天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められた場合にその都度、適用政令で指定する。
- (2) 激甚災害法 天災資金に係る激甚災害の指定は次の激甚災害指定基準のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）に対して行う。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その災害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮するものとする。

A 農業被害見込額が全国農業所得推定額の0.5%以上(中央防災会議決定の指定基準)

B 農業被害見込額が全国農業所得推定額の0.15%以上でかつ1都道府県内の特別被害農業者数が当該都道府県農家数(農業を主な業務とする者)の3%以上の都道府県が1以上(中央防災会議決定の指定基準)

4 貸付対象者

市町村の認定を受けた下記の者

- (1) 末端貸付利率6.5%以内適用被害漁業者
(水産動植物の損失額／平年漁業総収入額)の割合が10/100以上か(施設損失額／被害時価額)の割合が50/100以上
- (2) 末端貸付利率5.5%以内適用被害漁業者
(水産動植物の損失額／平年漁業総収入額)の割合が30/100以上
- (3) 末端貸付利率3.0%適用被害漁業者
(水産動植物の損失額／平年漁業総収入額)の割合が50/100以上か(施設損失額／被害時価額)の割合が70/100以上(以下「特別被害漁業者」という。)であり、特別被害地域に住所を有する者
- (4) 被害組合
施設、在庫品等に著しい被害を受けた水産業協同組合

5 資金使途

(1) 経営資金（漁業を主な業務とする者）

- ① 種苗，漁具（漁網綱，はぜ，えり，やな及びかご），漁業用燃油等の購入資金
- ② 漁船（総トン数5トン未満）の建造又は取得資金
- ③ その他の経営資金（共済掛金等）

(2) 事業資金

被害を受けた在庫品の補填

6 融資機関

- (1) 経営資金 漁協又は一般金融機関
- (2) 事業資金 信漁連又は一般金融機関

7 特別被害地域を指定できる都道府県

天災融資法発動の都度，適用政令で定める。

8 特別被害地域

旧市町村（又は大字）単位に（特別被害漁業者数／被害漁業者数）の割合が10/100以上で都道府県知事の指定する区域

9 利子補給費補助及び損失補償費補助

政府は，予算の範囲内で利子補給費及び損失補償費の経費を補助する。利子補給及び損失補償の負担区分は次のとおりである。

（参考1）

平成6年5月上旬から10月中旬までの間の干ばつに適用された利子補給及び損失補償の負担区分

項 目	貸付利率	利子補給率	負 担 率		
			国	都道府県	市町村
利子補給	年4.75%	1.25%	0.625%	0.3125%	0.3125%
	年3.95%	2.05%	1.025%	0.5125%	0.5125%
	年3.00%	3.00%	1.950%	0.5250%	0.5250%
損 失 補 償			50%	30%	20%

注：1. 都道府県と市町村の負担率は一定しないが，通常行われている負担率を例記した。

2. 基準金利は6.0%である。

（参考2）

平成11年9月13日から同月25日までの間の豪雨及び暴風雨についての天災に適用された貸付利率等

項 目	貸付利率	利子補給率	負 担 率		
			国	都道府県	市町村
利子補給	年2.00%	1.25%	0.625%	0.3125%	0.3125%
	年2.00%	1.25%	0.625%	0.3125%	0.3125%
	年2.00%	1.25%	0.8125%	0.21875%	0.21875%
損 失 補 償			50%	30%	20%

注：1. 都道府県と市町村の負担率は一定しないが，通常行われている負担率を例記した。

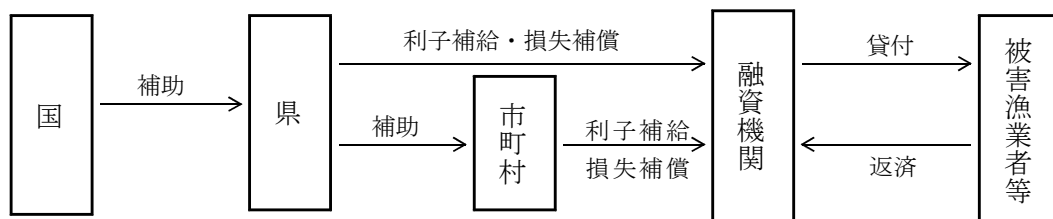
2. 基準金利は3.25%である。

10 天災資金の貸付条件

区 分			貸付限度額(AかBの低い額)			償還期限				
			A (損失割合)	B		年6.5%以内 ※ア		年5.5%以内 ※イ		年3.0% 以 内 ※ウ
				個 人	法 人	新規	重複	新規	重複	
天災 融資 法	経営資金	①漁具購入資金	80%	5,000万円	5,000万円	3年以内	4年以内	—	—	6年以内
		②漁船建造取得資金	80%	500万円	2,500万円	5年以内	5年以内	—	—	6年以内
		③水産動植物養殖資金	50%	500万円	2,500万円	5年以内	5年以内	5年以内	6年以内	6年以内
		④一般漁業者	50%	200万円	2,000万円	3年以内	4年以内	5年以内	6年以内	6年以内
	事業資金	被害組合	80%	単 協 連 合 会	2,500万円 5,000万円	3年以内	3年以内	—	—	—
激甚 災害 法	経営資金	①漁具購入資金	80%	5,000万円	5,000万円	4年以内	5年以内	—	—	7年以内
		②漁船建造取得資金	80%	600万円	2,500万円	6年以内	6年以内	—	—	7年以内
		③水産動植物養殖資金	60%	600万円	2,500万円	6年以内	6年以内	7年以内	7年以内	7年以内
		④一般漁業者	60%	250万円	2,000万円	4年以内	5年以内	6年以内	7年以内	7年以内
	事業資金	被害組合	80%	単 協 連 合 会	5,000万円 7,500万円	3年以内	3年以内	—	—	—

- (1) 「天災融資法」欄は、天災融資法が適用された場合、「激甚災害法」欄は、天災融資法に係る激甚災害法が適用された場合である。
- (2) 貸付限度額は、損失額のA%に相当する額かB万円のどちらか低い額である。
ただし、重複被害者は100万円（法人は500万円）を加えた額とする。
- (3) 「重複」は、既に経営資金の貸付けを受けている者で、その償還期限内に再び被害漁業者に該当することとなった場合である。
- (4) 特別被害地域の特別被害漁業者に貸し付けられる場合は3.0%以内の利率が適用される。
- ※ア、イ、ウは、「4 貸付対象者」の(1)、(2)、(3)に対応

11 制度の仕組み



漁業基盤整備資金

《日本政策金融公庫資金》

資金の種類	漁港整備		漁場整備																																					
目的	漁業の生産力の増大及び生産性の向上を図るため、その前提となる漁港基本施設及び漁港に必要な施設（機能施設）等を整備する。		種苗放流，魚礁漁場・増殖場造成等の人的な手法による資源の積極的回復，漁場生産力の向上など，つくり育てる漁業の推進を支援する。																																					
資金使途	漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港区域内にある次の施設の改良，造成，取得又は復旧																																							
	基本施設	外かく施設（防波堤，護岸，堤防等） けい留施設（岸壁，さん橋等） 水域施設（航路，泊地）	漁場の改良・造成・復旧	魚礁設置，藻場・干潟等造成，離岸堤・消波堤等の設置，水路掘削，整地，魚道設置，河床改良等																																				
	機能施設	輸送，航行補助，漁港施設用地，漁船漁具保全，補給，増殖及び養殖，漁獲物処理，漁業用通信，漁港浄化，廃油処理，廃船処理，水産倉庫・製氷冷凍冷蔵・加工場，漁港環境整備	水産種苗生産施設の改良等	親魚の捕獲，採卵，採苗，ふ化，育成，輸送に係る施設の改良・造成・取得・復旧																																				
	漁港施設の保全・利用上必要な施設	漁業集落道・連絡道，水産飲雑用水の施設，漁業集落排水施設，防災安全施設	水産動植物の種苗の生産放流事業	・放流に伴う漁場整備費，種苗生産費（親魚購入費を含む），種苗購入費，種苗の輸送・投入等に要する経費 ・漁場保全のための施設（廃棄物処理施設，廃船処理施設，魚付林，土砂防備林等）の改良・造成・取得・復旧																																				
借入者の資格	① 水産業協同組合（漁業生産組合を除く） ② 漁業を営む者（限定要件あり） ③ 5割法人・団体（第3セクター含む）		① 水産業協同組合 ② 5割法人・団体（第3セクター含む）																																					
貸付条件	<table><tr><th colspan="2">利 率</th><th>償還期限 (据置)</th><th>貸 付 限度額</th></tr><tr><td colspan="2">補助 (％)</td><td rowspan="4">20 年 (3 年)</td><td rowspan="4">借入者負担 額の 80％ 〔 漁業集落 排水施設 は 100％ 〕</td></tr><tr><td>第 1・2 種漁港</td><td>2. 10</td></tr><tr><td>その他</td><td>2. 25</td></tr><tr><td>非補助</td><td>2. 10</td></tr><tr><td>災 害 復 旧</td><td>1. 25～2. 10</td><td></td><td></td></tr></table>		利 率		償還期限 (据置)	貸 付 限度額	補助 (％)		20 年 (3 年)	借入者負担 額の 80％ 〔 漁業集落 排水施設 は 100％ 〕	第 1・2 種漁港	2. 10	その他	2. 25	非補助	2. 10	災 害 復 旧	1. 25～2. 10			<table><tr><th colspan="2">利 率</th><th>償還期限 (据置)</th><th>貸 付 限度額</th></tr><tr><td colspan="2">補助 (％)</td><td rowspan="4">20 年 (3 年)</td><td rowspan="4">借入者負担 額の 80％</td></tr><tr><td>都道府県営</td><td>2. 25</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2. 10</td></tr><tr><td>非補助</td><td>2. 10</td></tr><tr><td>災害復旧</td><td>1. 25～2. 10</td><td></td><td></td></tr></table>		利 率		償還期限 (据置)	貸 付 限度額	補助 (％)		20 年 (3 年)	借入者負担 額の 80％	都道府県営	2. 25	上記以外	2. 10	非補助	2. 10	災害復旧	1. 25～2. 10		
利 率		償還期限 (据置)	貸 付 限度額																																					
補助 (％)		20 年 (3 年)	借入者負担 額の 80％ 〔 漁業集落 排水施設 は 100％ 〕																																					
第 1・2 種漁港	2. 10																																							
その他	2. 25																																							
非補助	2. 10																																							
災 害 復 旧	1. 25～2. 10																																							
利 率		償還期限 (据置)	貸 付 限度額																																					
補助 (％)		20 年 (3 年)	借入者負担 額の 80％																																					
都道府県営	2. 25																																							
上記以外	2. 10																																							
非補助	2. 10																																							
災害復旧	1. 25～2. 10																																							

注 利率は令和7年9月19日現在

漁業経営改善支援資金

《日本政策金融公庫農林水産事業資金》

資金の種類	経営改善	整 備
目的	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第4条に基づく「漁業経営の改善に関する計画」に従って行う事業に必要な資金を融通する。	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第6条に基づく整備計画に従って行う事業に必要な資金を融通する。
資金使途	(1) 漁船（木船を除く）の改造、建造・取得（※） (2) 経営改善のために行う施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化、その他必要な次の資金（長期運転資金） ① 漁船漁業用施設、海面養殖施設、内水面養殖施設等のリース料の全額一括前払いに必要な資金 ② 魚種・漁場・漁期・漁法を転換するために必要になる施設の取得に必要な資金 ③ 水産物の需要を開拓するための新たな水産加工品等の調査及び開発に必要な資金 ④ 漁業経営の改善のために必要で、水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な薬品費、艀装費その他費用に必要な資金 ⑤ 漁業を営む法人の株式若しくは持分の取得又は漁業を営む法人への出資に必要な資金 (3) 漁業者の共同利用に供する施設であって、改善計画の認定を受けた漁業者が専ら使用するものの改良、造成又は取得 (4) 漁具（漁網網）の取得 (5) 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設、その他漁業経営の改善のための措置に必要な施設の改良、造成又は取得 （※）老朽化した漁船の代船の建造又は取得にあつては、原則として9年以上経過した漁船の代船	(1) 次に掲げる業種に係る漁船の隻数の縮減に伴う補償金 ① 沖合底引き網漁業 ② ニュージーランド沖合で操業する遠洋底引き網漁業 ③ 遠洋かつお・まぐろ漁業 ④ 中型さけ・ます流し網漁業（太平洋） ⑤ 中型さけ・ます流し網漁業（日本海） 小型さけ・ます流し網漁業（日本海） ⑥ ニュージーランドいか釣り漁業 ⑦ 小型さけ・ます流し網漁業（太平洋） (2) 資源管理計画（漁業収入安定対策事業等実施要綱に基づくものに限る）又は、資源管理協定に従って漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業整備を行う場合において、当該整備に係る費用を負担するのに必要な資金 （注）「整備計画」として農林水産大臣の認定を受けたものに限る

資金の種類	経営改善	整 備																												
借入者の資格	次に掲げる者で改善計画認定を受けたもの (1) 漁船，長期運転資金，漁具，施設 ① 漁業を営む個人又は法人 ② 漁業生産組合 ③ 漁業を営む漁業協同組合 (2) 共同利用施設 ① 漁業を営む個人又は法人 ② 漁業生産組合 ③ 漁業協同組合，漁業協同組合連合会 ④ 一般社団法人	① 漁業を営む個人又は法人 ② 漁業生産組合 ③ 漁業を営む漁業協同組合 ④ 資源管理協定により減船，休漁等を実施する者が属する漁業協同組合，漁業協同組合連合会等水産業協同組合及び一般社団法人（上記(2)の事業に限る） (注) ①～③は，漁協及び整備計画の認定を受けた一般社団法人を通じて 転貸を受けることも可能																												
貸付条件	(1) 貸付利率及び償還期限<table><tr><td></td><td>貸付利率 (%)</td><td>償還期限 (据置)</td></tr><tr><td>漁船</td><td>2.10%</td><td rowspan="3">18年 (3年)</td></tr><tr><td>漁船以外</td><td>2.10%</td></tr><tr><td>共同利用施設</td><td>2.25%</td></tr></table> (注) 利率は令和7年9月19日現在 (2) 貸付限度額 ① 中小漁業を営む者（注1） 借入者負担額の80% ただし、貸付金の使途のアに掲げる資金であって、次に掲げる場合は、それぞれに掲げる額。 ア イ以外の場合であって、貸付けを受ける社の負担する額の80%に相当する額が1隻当たり30億円を超える場合 1隻当たり次に掲げる額の合計 (ア) 30億円 (イ) 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額から30億円を差し引いて得た額の2分の1に相当する額 イ 漁業・養殖業復興支援事業の場合 1隻当たり15億円		貸付利率 (%)	償還期限 (据置)	漁船	2.10%	18年 (3年)	漁船以外	2.10%	共同利用施設	2.25%	(1) 貸付利率及び償還期限<table><tr><td></td><td>貸付利率 (%)</td><td colspan="2">償還期限 (据置)</td></tr><tr><td>(1)の事業</td><td>2.10</td><td>10年 (3年)</td><td>特認15年 (特認5年)</td></tr><tr><td>(2)の事業</td><td>2.10</td><td colspan="2">15年 (5年)</td></tr></table> (注) 利率は令和7年9月19日現在 (2) 貸付限度額<table><tr><td></td><td>貸付限度額</td></tr><tr><td>(1)の事業</td><td>借入者負担額の80%</td></tr><tr><td>(2)の事業</td><td>借入者負担額は，資源管理協定に参加する1漁業者1年当たり1,500万円（5年限度）として算出した額又は1資源管理協定当たり7億円のいずれか低い額</td></tr></table>		貸付利率 (%)	償還期限 (据置)		(1)の事業	2.10	10年 (3年)	特認15年 (特認5年)	(2)の事業	2.10	15年 (5年)			貸付限度額	(1)の事業	借入者負担額の80%	(2)の事業	借入者負担額は，資源管理協定に参加する1漁業者1年当たり1,500万円（5年限度）として算出した額又は1資源管理協定当たり7億円のいずれか低い額
	貸付利率 (%)	償還期限 (据置)																												
漁船	2.10%	18年 (3年)																												
漁船以外	2.10%																													
共同利用施設	2.25%																													
	貸付利率 (%)	償還期限 (据置)																												
(1)の事業	2.10	10年 (3年)	特認15年 (特認5年)																											
(2)の事業	2.10	15年 (5年)																												
	貸付限度額																													
(1)の事業	借入者負担額の80%																													
(2)の事業	借入者負担額は，資源管理協定に参加する1漁業者1年当たり1,500万円（5年限度）として算出した額又は1資源管理協定当たり7億円のいずれか低い額																													

資金の種類	経営改善				整 備																																																																	
	②沿岸漁業（中小漁業以外の漁業）を営む者（注２）																																																																					
	<table><tr><th colspan="3">資金使途</th><th colspan="2">貸付限度額</th></tr><tr><td rowspan="4">漁 船</td><td rowspan="3">総トン数 10トン以上</td><td>近海かつお・まぐろ漁業</td><td colspan="2" rowspan="3">6 億円 (1 隻当たり 3 億円)</td></tr><tr><td>底びき網漁業</td></tr><tr><td>さんま漁業</td></tr><tr><td></td><td>その他漁業</td><td colspan="2">2 億 4 千万円 (1 隻当たり 1 億 2 千万円)</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>総トン数</td><td>個人</td><td colspan="2">3 千万円</td></tr><tr><td>10トン未満</td><td>法人</td><td colspan="2">6 千万円</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="3">長期運転資金等</td><td>定置漁業</td><td colspan="2">1 経営体当たり 2 億円</td></tr><tr><td>養殖業</td><td colspan="2">1 経営体当たり 4 億円</td></tr><tr><td>その他</td><td colspan="2">1 経営体当たり 8 千万円</td></tr><tr><td rowspan="2">漁 具</td><td colspan="2">一般</td><td colspan="2">3 千万円 (1 漁労体当たり 1 千万円)</td></tr><tr><td colspan="2">定置漁業</td><td colspan="2">2 億円 (1 漁労体当たり 1 億円)</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="4">施設 (共同利用施設を除く)</td><td colspan="2" rowspan="2">定置漁業を営む協業法人 (構成員10人以上)</td><td>1 経営体当たり</td><td rowspan="2">1 億 4 千万円</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">養殖業を営む法人</td><td>1 経営体当たり 3 億円</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">その他漁業を営む者</td><td>個人</td><td>1 経営体当たり 3 千万円</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>法人</td><td>1 経営体当たり 6 千万円</td></tr></table>				資金使途			貸付限度額		漁 船	総トン数 10トン以上	近海かつお・まぐろ漁業	6 億円 (1 隻当たり 3 億円)		底びき網漁業	さんま漁業		その他漁業	2 億 4 千万円 (1 隻当たり 1 億 2 千万円)			総トン数	個人	3 千万円		10トン未満	法人	6 千万円		長期運転資金等		定置漁業	1 経営体当たり 2 億円		養殖業	1 経営体当たり 4 億円		その他	1 経営体当たり 8 千万円		漁 具	一般		3 千万円 (1 漁労体当たり 1 千万円)		定置漁業		2 億円 (1 漁労体当たり 1 億円)		施設 (共同利用施設を除く)		定置漁業を営む協業法人 (構成員10人以上)		1 経営体当たり	1 億 4 千万円		養殖業を営む法人		1 経営体当たり 3 億円			その他漁業を営む者		個人	1 経営体当たり 3 千万円		法人	1 経営体当たり 6 千万円		
	資金使途			貸付限度額																																																																		
	漁 船	総トン数 10トン以上	近海かつお・まぐろ漁業	6 億円 (1 隻当たり 3 億円)																																																																		
			底びき網漁業																																																																			
			さんま漁業																																																																			
			その他漁業	2 億 4 千万円 (1 隻当たり 1 億 2 千万円)																																																																		
		総トン数	個人	3 千万円																																																																		
		10トン未満	法人	6 千万円																																																																		
	長期運転資金等		定置漁業	1 経営体当たり 2 億円																																																																		
			養殖業	1 経営体当たり 4 億円																																																																		
			その他	1 経営体当たり 8 千万円																																																																		
	漁 具	一般		3 千万円 (1 漁労体当たり 1 千万円)																																																																		
		定置漁業		2 億円 (1 漁労体当たり 1 億円)																																																																		
	施設 (共同利用施設を除く)		定置漁業を営む協業法人 (構成員10人以上)		1 経営体当たり		1 億 4 千万円																																																															
			養殖業を営む法人		1 経営体当たり 3 億円																																																																	
	その他漁業を営む者		個人	1 経営体当たり 3 千万円																																																																		
			法人	1 経営体当たり 6 千万円																																																																		
	③中小漁業者及び沿岸漁業者共通																																																																					
	<table><tr><th>資金使途</th><th colspan="2">貸付限度額</th></tr><tr><td>共同利用施設</td><td colspan="2">借入者負担額の80%</td></tr></table>						資金使途	貸付限度額		共同利用施設	借入者負担額の80%																																																											
資金使途	貸付限度額																																																																					
共同利用施設	借入者負担額の80%																																																																					
(注１) 「中小漁業を営む者」とは、 総トン数20トン以上の漁船を使用して行う漁業																																																																						
(注２) 貸付限度額は、貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額又は上記に掲げる貸付限度額のいずれか低い額																																																																						

漁業経営安定資金

(再建整備)

《日本政策金融公庫資金》

1 資金使途

- (1) 漁業用燃油・餌料・養殖施設その他漁業経営に必要な資材や施設等を取得し又は設置するのに必要な資金を借り受けたために生じた負債の整理に必要な資金で、次の①～③の資金を除くもの
 - ① 漁業近代化資金その他の国や地方公共団体が利子補給を行っている資金
 - ② 沿岸漁業改善資金その他の国や地方公共団体が融通する資金
 - ③ 公庫その他の政府関係金融機関が融通する資金
- (2) 漁業経営再建期間中に必要な漁業用燃油・餌料・養殖用種苗・漁具その他資材の取得あるいは養殖施設の設置などに必要な資金であって他の制度資金によりがたいもの

2 借入者の資格

沿岸漁業者で、再建整備計画について知事の認定を受けたもの

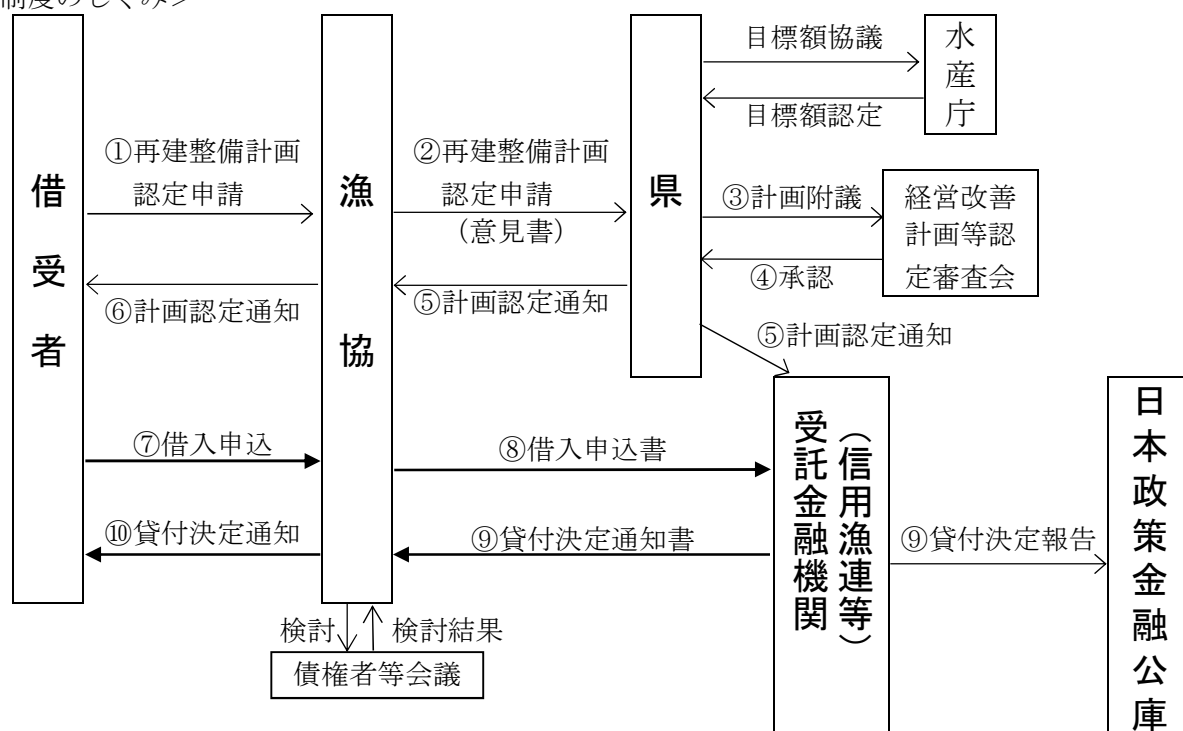
- (1) 業種の転換、経営の合理化等によって概ね3年以内に漁業経営の再建整備が図られる見込みがあると認められるもの
- (2) 漁業協同組合の組合員資格を有する者であって次に掲げるもの
 - ・ 個人であってその者の平年度の総所得のうち漁業所得が過半を占めるもの
 - ・ 法人であって漁船漁業を営む者にあつては、平年度の総事業収入のうち沿岸漁業による事業収入が過半を占めるもの
- (3) 個人であってその者(60歳以上の場合は後継者)が現に主として沿岸漁業に従事し、将来とも見込みがあると認められるもの

3 貸付条件

利率(%)	償還期限(据置)	貸付限度額 (万円)	
2.10	20年 (3年)	個人	750 (特認 1,500 一定規模以上 3,500)
		法人	1,500 (特認 3,000 一定規模以上 4,500)

注1 特認及び一定規模以上の要件は別に定める 注2 利率は令和7年9月19日現在

<制度のしくみ>



1 資金使途

山村振興法又は過疎地域自立促進特別措置法の規定による知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づいて行う次に掲げる事業に必要な資金

- ① 総トン数 20 トン未満の漁船の建造・改造・取得（漁船用機器の単独取得を含む）
- ② 漁具，内水面養殖施設（ふ化室，養魚池等），海面養殖施設（養殖用筏設備，養殖池，養殖作業用船舶，給餌施設，処理加工施設，人工採苗施設，運搬船，母貝，核等），漁船漁業用施設（水産物処理加工施設，倉庫，作業場等），漁業生産環境施設（水産廃棄物処理施設，簡易排水施設等）の改良・造成・取得
- ③ ②に掲げる施設（漁具及び漁船漁業用施設を除く），漁場改良造成施設，漁場環境管理施設，漁場管理強化施設，漁業用通信施設，漁船漁具保全施設，漁業用補給施設，水産物処理加工施設，製氷冷凍施設，水産物共同販売施設，水産倉庫又は水産物運搬施設であって農林漁業者の共同利用に供するものの改良・造成・取得

2 借入者の資格

- (1) 漁業を営む者
- (2) 水産業協同組合（漁業生産組合を除く）
- (3) 農林漁業者及び水産業協同組合がその構成員又は資本金の過半を占める法人及び団体

3 貸付条件

種 類	利率	貸付限度額（次のいずれか低い額）		償還期限 （据置）
		融 資 額	融資率	
補助	2.25%	金額限度なし		
共同利用	3.25%			
非補助	2.10%	個人 1,300万円 〔 漁業経営の改善に要する事業費が農林漁業経営改善計画の事業費の過半を占める場合 2,600万円 〕 法人及び団体 5,200万円 〔 漁業経営の改善に要する事業費が農林漁業経営改善計画の事業費の過半を占める場合 6,000万円 〕 ただし，次に掲げる場合にあってはそれぞれの額 ① 貸付対象事業が国が行う山村等振興対策事業を補完するもので，かつ，当該補助事業と一体として事業効果が確保されると認められる場合 1億円 ② 3名以上の雇用創出効果が見込まれる場合 3億円 ③ 5名以上の雇用創出効果が見込まれる場合 5億円	80%	25年 (8年)

利率は令和 7 年 9 月 19 日現在

農林漁業施設資金

《日本政策金融公庫資金》

資金の種類	共同利用施設	主務大臣指定施設																																						
資金使途	＜共同利用施設＞ 農林水産物の生産・流通・加工・販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の改良・造成・復旧・取得 【施設の例】 <table><tr><th>施設名</th><th>具体的施設等</th></tr><tr><td>水産増養殖施設</td><td></td></tr><tr><td>内水面養殖</td><td>ふ化室、養魚池、餌料倉庫</td></tr><tr><td>海面養殖施設</td><td>養殖用筏設備、養殖池、養殖作業用船舶、給餌施設等</td></tr><tr><td>漁具</td><td></td></tr><tr><td>水産物処理施設</td><td>荷捌き所、荷揚場</td></tr><tr><td>水産物保蔵施設</td><td>製氷・冷凍・冷蔵施設</td></tr><tr><td>水産物加工施設</td><td></td></tr><tr><td>水産物販売施設</td><td></td></tr><tr><td>漁船漁具保全</td><td>漁船修理場、漁具保管修理</td></tr><tr><td>補給施設</td><td>漁船用給水・給氷・給油施設</td></tr><tr><td>漁業用通信施設</td><td>陸上無線電信・電話</td></tr><tr><td>その他必要施設</td><td></td></tr></table>	施設名	具体的施設等	水産増養殖施設		内水面養殖	ふ化室、養魚池、餌料倉庫	海面養殖施設	養殖用筏設備、養殖池、養殖作業用船舶、給餌施設等	漁具		水産物処理施設	荷捌き所、荷揚場	水産物保蔵施設	製氷・冷凍・冷蔵施設	水産物加工施設		水産物販売施設		漁船漁具保全	漁船修理場、漁具保管修理	補給施設	漁船用給水・給氷・給油施設	漁業用通信施設	陸上無線電信・電話	その他必要施設		＜水産施設・特別振興事業＞ (1) 漁具・海面養殖施設・漁船漁業用施設等 <table><tr><th>施設名</th><th>具体的施設等</th></tr><tr><td>漁具</td><td></td></tr><tr><td>漁場改良造成</td><td></td></tr><tr><td>海面養殖施設</td><td>養殖用筏設備、養殖池、養殖作業用船舶、給餌施設等</td></tr><tr><td>漁船漁業用施設</td><td>水産物処理加工施設、作業場等</td></tr><tr><td>漁業生産環境施設※注</td><td>水産廃棄物処理施設、簡易給排水施設等</td></tr></table> 注 沿岸漁業構造改善事業又は漁業経営改善事業又は水産業構造改善実施地区を有する市町村において設置する場合に限る。 注 特別振興事業においては漁業生産環境施設を除く。 (2) 内水面養殖施設 ふ化室、養殖池等	施設名	具体的施設等	漁具		漁場改良造成		海面養殖施設	養殖用筏設備、養殖池、養殖作業用船舶、給餌施設等	漁船漁業用施設	水産物処理加工施設、作業場等	漁業生産環境施設※注	水産廃棄物処理施設、簡易給排水施設等
	施設名	具体的施設等																																						
	水産増養殖施設																																							
	内水面養殖	ふ化室、養魚池、餌料倉庫																																						
海面養殖施設	養殖用筏設備、養殖池、養殖作業用船舶、給餌施設等																																							
漁具																																								
水産物処理施設	荷捌き所、荷揚場																																							
水産物保蔵施設	製氷・冷凍・冷蔵施設																																							
水産物加工施設																																								
水産物販売施設																																								
漁船漁具保全	漁船修理場、漁具保管修理																																							
補給施設	漁船用給水・給氷・給油施設																																							
漁業用通信施設	陸上無線電信・電話																																							
その他必要施設																																								
施設名	具体的施設等																																							
漁具																																								
漁場改良造成																																								
海面養殖施設	養殖用筏設備、養殖池、養殖作業用船舶、給餌施設等																																							
漁船漁業用施設	水産物処理加工施設、作業場等																																							
漁業生産環境施設※注	水産廃棄物処理施設、簡易給排水施設等																																							
	＜バイオマス利活用施設＞ バイオマス（水産廃棄物（魚腸骨等）、その他農林漁業の生産過程において生じる有機性資源）を原材料として、飼料化、堆肥化等により多様で高付加価値な製品やエネルギー等に変換するために必要な共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得	＜災害復旧＞ (1) 被災した漁船の復旧 (2) 被災した下記施設の改良・造成・取得 <table><tr><th>施設名</th><th>具体的施設等</th></tr><tr><td>漁具</td><td></td></tr><tr><td>内水面養殖施設</td><td>ふ化室、養魚池等</td></tr><tr><td>海面養殖施設</td><td>養殖用筏設備、養殖池、養殖作業用船舶、給餌施設等</td></tr><tr><td>漁船漁業用施設</td><td>水産物処理加工施設、作業場等</td></tr></table>	施設名	具体的施設等	漁具		内水面養殖施設	ふ化室、養魚池等	海面養殖施設	養殖用筏設備、養殖池、養殖作業用船舶、給餌施設等	漁船漁業用施設	水産物処理加工施設、作業場等																												
施設名	具体的施設等																																							
漁具																																								
内水面養殖施設	ふ化室、養魚池等																																							
海面養殖施設	養殖用筏設備、養殖池、養殖作業用船舶、給餌施設等																																							
漁船漁業用施設	水産物処理加工施設、作業場等																																							
借入者の資格	＜共同利用施設＞ (1) 水産業協同組合（漁業生産組合を除く） (2) 農林漁業者及び水産業協同組合がその構成員又は資本金の過半を占める法人及び団体 (3) 農林漁業者若しくは農林漁業者の組織する法人又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするもの（漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設の改良・造成・取得の事業を行う場合に限る） ＜バイオマス利活用施設＞ 水産業協同組合、5割法人・団体及び農林漁業振興法人で、バイオマス利活用施設整備計画を作成し、当該事業が地域のバイオマスの総合的な利活用に資するものとし	＜水産施設・特別振興事業＞ 漁具・内水面養殖施設・海面養殖施設・漁船漁業用施設等 ① 常時使用する従業員の数が300人以下であり、かつ、使用漁船の合計総トン数が3,000トン以下である個人又は会社・漁業生産組合等の法人 ② 最新の技術若しくは経営方式を導入するなどの事業により、広く漁業の発展に寄与すると認められる事業（特別振興事業）を行う者 ＜災害復旧＞ 漁業を営む者であって、常時使用する従業員の数が300人以下であり、かつ、使用漁船の合計総トン数が3,000トン以下である個人又は会社・漁業生産組合等の法人及び漁協																																						

	て地方農政局長の意見を受けた者																																				
資金の種類	共同利用施設			主務大臣指定施設																																	
貸付条件	利 率 (%)		償還期限 (据置)	貸 付 限度額																																	
	共同利用施設		20年 (3年)	借入者負 担額の80 %																																	
	一般 2.10																																				
	その他 2.25																																				
	災害復旧 1.25～2.10																																				
	ハ ^レ 休マス利活用施設2.10																																				
			注 特別振興事業のうち立ち上がり支援の利率 は2.25% ＜水産施設・特別振興事業＞ (1) 漁具・海面養殖施設・漁船漁業用施設等 (万円)																																		
			<table><tr><td colspan="2">施設名</td><td>融資額</td></tr><tr><td rowspan="3">漁具</td><td>一般</td><td>2,000×漁労体数 (限度額 6,000)</td></tr><tr><td>まき網(15ト以上の 漁船により行う)</td><td>1漁労体経営 20,000 漁労体以上 40,000</td></tr><tr><td>定置漁業</td><td>30,000×漁労体数 (限度額 60,000)</td></tr><tr><td colspan="2">漁場改良造成施設</td><td>限度額なし</td></tr><tr><td rowspan="2">海面養殖 施設</td><td>個人、会社 等</td><td>3,600</td></tr><tr><td>漁業生産組 合</td><td>7,200</td></tr><tr><td colspan="2">陸上養殖施設</td><td>30,000</td></tr><tr><td rowspan="2">漁船漁業 用施設</td><td>一般</td><td>5,000</td></tr><tr><td>水産物処理 加 工施設</td><td>30,000</td></tr><tr><td colspan="2">漁業生産環境施設</td><td>限度額なし</td></tr><tr><td colspan="2">特別振興事業</td><td></td></tr></table>			施設名		融資額	漁具	一般	2,000×漁労体数 (限度額 6,000)	まき網(15ト以上の 漁船により行う)	1漁労体経営 20,000 漁労体以上 40,000	定置漁業	30,000×漁労体数 (限度額 60,000)	漁場改良造成施設		限度額なし	海面養殖 施設	個人、会社 等	3,600	漁業生産組 合	7,200	陸上養殖施設		30,000	漁船漁業 用施設	一般	5,000	水産物処理 加 工施設	30,000	漁業生産環境施設		限度額なし	特別振興事業		
施設名		融資額																																			
漁具	一般	2,000×漁労体数 (限度額 6,000)																																			
	まき網(15ト以上の 漁船により行う)	1漁労体経営 20,000 漁労体以上 40,000																																			
	定置漁業	30,000×漁労体数 (限度額 60,000)																																			
漁場改良造成施設		限度額なし																																			
海面養殖 施設	個人、会社 等	3,600																																			
	漁業生産組 合	7,200																																			
陸上養殖施設		30,000																																			
漁船漁業 用施設	一般	5,000																																			
	水産物処理 加 工施設	30,000																																			
漁業生産環境施設		限度額なし																																			
特別振興事業																																					
			(2) 内水面養殖施設 (万円)																																		
			<table><tr><td colspan="2">施設名</td><td>融資額</td></tr><tr><td>水産関係地方公共団 体交付金等実施要領 の別表に掲げる資源 増養殖目標に係る施 設</td><td>補助</td><td>限度額なし</td></tr><tr><td colspan="2">その他の内水面養殖施設</td><td>個人 2,500 法人 5,000</td></tr><tr><td colspan="2">特別振興事業</td><td>限度額なし</td></tr></table>			施設名		融資額	水産関係地方公共団 体交付金等実施要領 の別表に掲げる資源 増養殖目標に係る施 設	補助	限度額なし	その他の内水面養殖施設		個人 2,500 法人 5,000	特別振興事業		限度額なし																				
施設名		融資額																																			
水産関係地方公共団 体交付金等実施要領 の別表に掲げる資源 増養殖目標に係る施 設	補助	限度額なし																																			
その他の内水面養殖施設		個人 2,500 法人 5,000																																			
特別振興事業		限度額なし																																			
			＜災害復旧＞ (万円)																																		

		施設名		融資額		
		漁船	総トン数 20トン未満	1隻当たり 1,000		
			総トン数 20トン以上	まき網	1隻当たり85,000 (単船まき網の場合111,000)	
				遠洋かつお・まぐろ	1 隻当たり60,000 (漁業の方法が釣りであってブライン凍結設備を設置する場合は80,000)	
				その他	1 隻当たり45,000	
		その他施設		1施設当たり 300 (特認 600)		
		注 特認は別に定める				

注 利率は令和7年9月19日現在

中山間地域活性化資金

《日本政策金融公庫資金》

1 目的

土地条件の制約等から総じて農業の生産条件が不利な中山間地域について、その地域の特性を活かした農林漁業の総合的な発展を図るため、地域の農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化、農林漁業資源の総合的利用並びに担い手の定住化の促進を図ることを目的とする。

「加工流通施設」「保健機能増進施設」「生産環境施設」の3つの資金で構成される。

2 資金の内容

資金種類	加工流通施設	保健機能増進施設	生産環境施設																				
資金使途	○新商品・新技術の研究開発又は利用 ○需要の開拓（アンテナショップ等） ア 建物、構築物、機械及び装置並びにこれらに付随する施設の改良・造成・取得 イ 試験研究費等の費用 ウ 特許権、実用新案権等支出 ※ 農林畜水産物又はその加工品の調達量を事業実施後5年以内におおむね20%以上増加させることが確実と見込まれること	○保健機能増進施設の改良・造成・取得 ア 釣場、潮干狩場、体験漁業施設、遊漁船等利用施設、漁場観察施設及びこれに準ずる施設等 イ アの施設と密接な関連性を有し、かつ付随的なものである施設（便所、更衣室、駐車場、管理施設、休養施設、土産物店、食品供給施設等）	○生産環境施設の改良・造成・復旧・取得 多目的研修集会施設、農山漁村広場施設、廃棄物処理施設、簡易給排水施設、集落道など																				
借入者の資格	ア 中山間地域の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等が締結されていること イ 中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を新規に取扱う場合は、3以上の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等が締結されていること ウ 販売（飲食提供を含む）の事業の場合は、次の要件を満たすこと <table><tr><td>対象事業</td><td>会社 (資本金)</td><td>会社 (従業員)</td><td>個人 (従業員)</td></tr><tr><td>食肉卸売</td><td>7,000万円超</td><td>100人超</td><td>100人超</td></tr><tr><td>飲食店・食肉小売</td><td>5,000万円超</td><td>50人超</td><td>50人超</td></tr><tr><td>食肉以外の卸売</td><td>3,000万円以上</td><td>—</td><td>100人以上</td></tr><tr><td>上記外の販売業</td><td>1,000万円以上</td><td>—</td><td>50人以上</td></tr></table> ※中小企業者に限る	対象事業	会社 (資本金)	会社 (従業員)	個人 (従業員)	食肉卸売	7,000万円超	100人超	100人超	飲食店・食肉小売	5,000万円超	50人超	50人超	食肉以外の卸売	3,000万円以上	—	100人以上	上記外の販売業	1,000万円以上	—	50人以上	ア 農林漁業者又は農林漁業者の組織する法人・団体 イ アの者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結している者	ア 農林漁業者の組織する法人・団体 イ 第3セクター
対象事業	会社 (資本金)	会社 (従業員)	個人 (従業員)																				
食肉卸売	7,000万円超	100人超	100人超																				
飲食店・食肉小売	5,000万円超	50人超	50人超																				
食肉以外の卸売	3,000万円以上	—	100人以上																				
上記外の販売業	1,000万円以上	—	50人以上																				
貸付条件	<table><tr><td></td><td>利率</td><td>償還期限 (据置期間)</td><td>貸付限度額</td></tr><tr><td>貸付金のうち 27,000 万円までの部分</td><td>1. 85%</td><td>10 年超 18 年以内</td><td rowspan="2">借入者負担 額の 80%</td></tr><tr><td>貸付金のうち 27,000 万円超の部分</td><td>2. 10%</td><td>(3 年以内)</td></tr></table>		利率	償還期限 (据置期間)	貸付限度額	貸付金のうち 27,000 万円までの部分	1. 85%	10 年超 18 年以内	借入者負担 額の 80%	貸付金のうち 27,000 万円超の部分	2. 10%	(3 年以内)	<table><tr><td>利率</td><td>償還期限 (据置期間)</td><td>貸付限度額</td></tr><tr><td>2. 10%</td><td>25 年 (8 年以内)</td><td>借入者負担 額の 80%</td></tr></table>	利率	償還期限 (据置期間)	貸付限度額	2. 10%	25 年 (8 年以内)	借入者負担 額の 80%				
	利率	償還期限 (据置期間)	貸付限度額																				
貸付金のうち 27,000 万円までの部分	1. 85%	10 年超 18 年以内	借入者負担 額の 80%																				
貸付金のうち 27,000 万円超の部分	2. 10%	(3 年以内)																					
利率	償還期限 (据置期間)	貸付限度額																					
2. 10%	25 年 (8 年以内)	借入者負担 額の 80%																					

注 利率は令和7年9月19日現在

※ 中小企業者の要件

主たる業種 判断項目	小売業飲食店	サービス業	卸売業	その他業種
資本金	5,000万円以下 又は 50人以下	5,000万円以下 又は 100人以下	1億円以下 又は 100人以下	3億円以下 又は 300人以下
常時使用従業員				

1 目的

近年の国際的な水産資源の保存・管理措置の強化, わが国周辺水域での資源状況の悪化など, 水産加工品の原材料の供給事情が一段と厳しさを増し, さらに水産加工品の輸入の増大による競争の激化が見られることから, 近海資源を原材料とする水産加工の高度化・差別化の促進, 水産加工業の体質強化を進めるために融通する資金

2 資金使途

(1) 対象事業

次の事業を行うための施設の改良, 造成, 取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得に要する費用

事業目的	事業内容
製造又は加工の共同化	加工品の製造, 保管, 残滓処理等を共同で行うための施設の共同化, 加工団地への移転のための事業など
原材料又は製品の転換	原材料の変更又は製品の変更による加工場の建設, 機械の導入など
合併又は営業の譲受け	他の水産加工業者との合併により製造施設を改良する事業, 他の水産加工業者からの営業の譲受けにより施設を統合・合理化するための事業
新製品・新技術の開発又は導入	新製品(内容や形態等に新規性があると認められる製品)・新技術(製品の品質向上又はコストを引き下げる技術, 新製品を製造するための技術の導入)の開発・導入のための事業など
非食用水産加工品の製造等	水産加工業者が非食用水産加工品の製造又は加工を行うための施設を取得する事業など

(2) 原材料魚種

次の指定魚種のいずれかを, またそのいくつかを使用する事業が対象。また, 指定魚種のすり身など一次加工品を使用する場合も対象。()に区域が書いてある魚種は, その区域内でのみ対象。

あきさけ, あじ, いわし, かつお, かれい, さば, さんま, すけとうだら, たい, ぶり, まぐろ, まだら, いか, たこ, かき, ほたてがい, 海藻類
いさき(長崎県), うばがい(北海道及び青森県), えい(北海道), えそ(愛媛県及び山口県), おきあみ(岩手県及び宮城県), このしろ(千葉県), しいら(富山県, 高知県及び長崎県), とびうお(長崎県), にぎす(石川県), にしん(北海道), はたはた(兵庫県及び鳥取県), ほや(北海道, 岩手県及び宮城県), ぼら(宮城県)

(3) 融資対象施設

- ① 食用水産加工品の生産に必要な水産加工機械, 加工場建物, 倉庫, 冷蔵庫, 残滓処理施設, 排水処理施設, 付帯整備等のほか, 施設に係る必要最小限の用地取得費
- ② 冷蔵庫・倉庫などの原材料保管施設, 残滓処理施設等の単独設置や水産加工用機械等の単独取得(本資金の目的を達成するために必要であると認められる場合に限る)

3 借入者の資格

- (1) 水産加工業を営む者((2)の組合を通じた転貸可能)
- (2) 水産業協同組合, 中小企業等協同組合

4 貸付条件

(1) 貸付利率等

区 分	利 率	償還期限 (据置)	貸付限度額
小型魚・輸入依存魚種転換 1.2 億円まで※	1.85～2.15%	25 年 (3 年)	借入者負担額 の 80%
その他	2.00～2.30%		

※ 償還期間が 10 年を超えるものが対象

注 利率は令和 7 年 9 月 19 日現在

(2) 貸付利率の特例（特利）

次の場合には、融資額のうち 1 億 2 千万円までの部分について、より低い金利が適用される※¹

- ① 使用する原料魚（あじ、さば、さんまに限る）のうち小型魚※²を使用するのに必要な施設の取得等
② 使用する原料魚（指定魚種）のうち利用されていない部位を利用するのに必要な施設の取得等

※¹ 国庫補助事業は除く。非食用の場合は部位の指定がある。

また、過去に特利融資を受けている場合には、その残高、①及び②の要件の融資残高と通算して 1 億 2 千万円まで利用可能。

※² 小型魚とは、おおむね次に掲げるもの

あじ 100 g / 尾以下のもの

さば 300 g / 尾以下のもの

さんま 115g / 尾以下のもの

(3) 水産加工施設改善計画書

本資金の融資を受ける場合は、「水産加工施設改善計画書」の作成が必要

5 その他留意事項

事業計画が適当であると認められるものは、下記の①、②に該当し、かつ、食用水産加工品の供給の安定に資すると認められるもの（「水産加工資金融通措置要綱の運用について」（昭和 53 年 3 月 18 日付け 53 水漁第 927 号水産庁長官通知）の別記）とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当するものであること

- ① 指定都道府県の区域内において、指定水産動植物を原材料とする食用水産加工品の製造又は加工の高度化及び水産加工業者等の事業基盤の強化を促進するためのものであること
② 次の水産動植物〔いさき（長崎県）、うばがい（北海道及び青森県）、えい（北海道）、えそ（愛媛県及び山口県）、おきあみ（岩手県及び宮城県）、このしろ（千葉県）、しいら（富山県、高知県及び長崎県）、とびうお（長崎県）、にぎす（石川県）、にしん（北海道）、はたはた（兵庫県及び鳥取県）、ほや（北海道、岩手県及び宮城県）、ぼら（宮城県）〕を原材料とする食用水産加工品の製造又は加工及び水産加工業者等の事業基盤の強化を促進するためのものであること
③ 沖縄県を除く区域内において、次表の水産動植物の部位を原材料とする非食用水産加工品の製造及び水産加工業者等の事業基盤の強化を促進するためのものであること

農林水産大臣が指定する水産動植物	水産動植物の部位
ア 魚類（あきさけ、あじ、いわし、かつお、かれい、さば、さんま、すけとうだら、たい、ぶり、まぐろ及びまだらに限る）	骨、皮、臓器、ひれ、うろこ及び頭部
イ 頭足類（いか及びたこに限る）	臓器
ウ 貝類（かき及びほたてがいに限る）	殻及び臓器
エ 海藻類	根及び茎

(2) 事業計画の内容が次の各号の要件に適合するものであること

- ① 事業計画が都道府県の水産加工振興計画又は方針等に即した内容であること
② 原材料の入手確保が当該地域の漁獲物の陸揚実績、当該水産加工業者等の原材料入手実績等からみて確実であると見込まれること

- ③ 事業計画が漁港の整備，漁場の整備及び開発等の計画と調和が保たれる等漁業の振興に資すると考えられるものであること
- ④ 当該事業の実施により，生産性の向上，環境への負荷の低減，資源の有効利用の確保等に資するものであり，かつ当該事業が技術的及び資金的にみて実現可能であること
- ⑤ 用地が確保されているとともに，工場の配置，排水処理施設等の計画が適切であり，周辺地域の居住者等の事業，生活等に支障を及ぼすおそれのないこと

1 目的

漁業経営の意欲と能力を有しながらも、災害や経営環境の変化等経営者の責めに帰さない理由により一時的に経営状況が悪化した漁業者に対し、金融措置を講じることによって、効率的かつ安定的な漁業経営を育成する。

2 貸付金の使途

経営安定計画に基づいて農林漁業経営の安定を図るのに必要な資金であって、次のような状況に置かれていること。

- (1) 災害（台風、津波、赤潮、海洋汚染等被害者）
- (2) 貝毒等による廃棄処分命令、出荷停止の指導等を受けた
- (3) 社会的または経済的環境の変化その他の農林漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況になっている（①～⑨までに掲げる場合にあっては、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。）
 - ① 最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少している
 - ② 最近の決算期における所得率（法人は経常利益率）又は純利益額が前期に比し悪化している。
（注）「所得率」とは、所得（法人にあっては経常利益）を粗収益で除したもの
 - ③ 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じている。
 - ④ 前期の決算期において、所得で赤字が生じており、最近の決算期においては所得が黒字化したものの、2期合計で赤字である。
 - ⑤ 前期の決算期において、所得で赤字が生じており、最近の決算期においては所得が黒字化したものの、債務償還年数が20年以上である。
 - ⑥ 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払い条件その他の取引条件の悪化が生じている。
 - ⑦ 社会的な要因（農林漁業経営に著しい支障を及ぼすものとして、財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が総裁に指示したものに限る。）による一時的な水産物価格の低下又は資材等の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがある。
 - ⑧ 社会的な要因によって一時的に資材等の調達が困難となったことにより漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがある。
 - ⑨ 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する感染症又は農林漁業経営に著しい支障を及ぼすものとして、財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が総裁に指示したものに限る。）をいう。）により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがある。
 - ⑩ 金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、漁業生産に支障を来している又は来すおそれがある。（一定の要件を満たす必要あり）
 - ⑪ 水産物の販売先、資材等の仕入れ先等の関連する取引先の倒産によって、水産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来すおそれがある。（一定の要件を満たす必要あり）

2 借入者の資格

次に掲げるいずれかの要件を満たす者

- (1) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に定める改善計画の認定を受けた者
(漁業協同組合を除く)
- (2) 個人（次に掲げるいずれか）
 - ① 漁業所得が総所得の過半を占める
 - ② 漁業粗収益が 200 万円以上
- (3) 法人（次に掲げるいずれか）
 - ① 漁業売上高が総売上高の過半を占める
 - ② 漁業売上高が 1,000 万円以上

3 貸付条件

- (1) 貸付利率
1.25～1.85%（令和 7 年 9 月 19 日現在）
- (2) 償還期限
15 年以内（うち据置期間 3 年以内）
- (3) 貸付限度額

① 一般 600 万円

ただし、経営の規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る）、年間経営費の 12 分の 6 に相当する額又は粗収益の 12 分の 6 に相当する額のいずれか低い額とすることができる

② 次に掲げる農林漁業者

非常災害ごとに 600 万円

ただし、農林漁業経営の規模等から、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、非常災害等ごとに年間経営費の 12 分の 6 に相当する額又は粗収益の 12 分の 6 に相当する額のいずれか低い額とすることができる。

ア 主要な事業用資産について、非常災害等により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けた者

イ 非常災害等による集出荷施設、出荷先又は資材供給元の被災等により生産・出荷中止等となった者

ウ 非常災害等の影響により経営の維持安定が困難となった者

②の（注）1 「非常災害」とは特定非常災害その他の農林漁業経営に著しい支障を及ぼす事象として、財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が総裁に指示したものをいう。

2 ①または③の貸付金残高と通算しないものとする。

3 ア及びイに対する貸付けにあっては貸付金の使途の（1）に掲げる資金に限り、ウに対する貸付けにあっては貸付金の使途の②及び③に掲げる資金に限る。

③ 原子力災害の影響を受けている者

1,200 万

ただし、農林漁業経営の規模等から、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、年間経営費の 12 分の 12 に相当する額又は粗収益の 12 分の 12 に相当する額のいずれか低い額とすることができる。

③の（注）令和 8 年 3 月 31 日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

奄美群島振興開発基金(融資・保証制度)

《奄美群島振興開発基金》

1 目的

奄美群島における産業の振興開発を促進し、群島経済の発展に寄与するため、奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、奨励する。

2 融資制度

(1) 利用対象者

奄美群島において事業を行う個人、法人、共同施行体及び協同組合

(2) 対象資金、貸付条件等

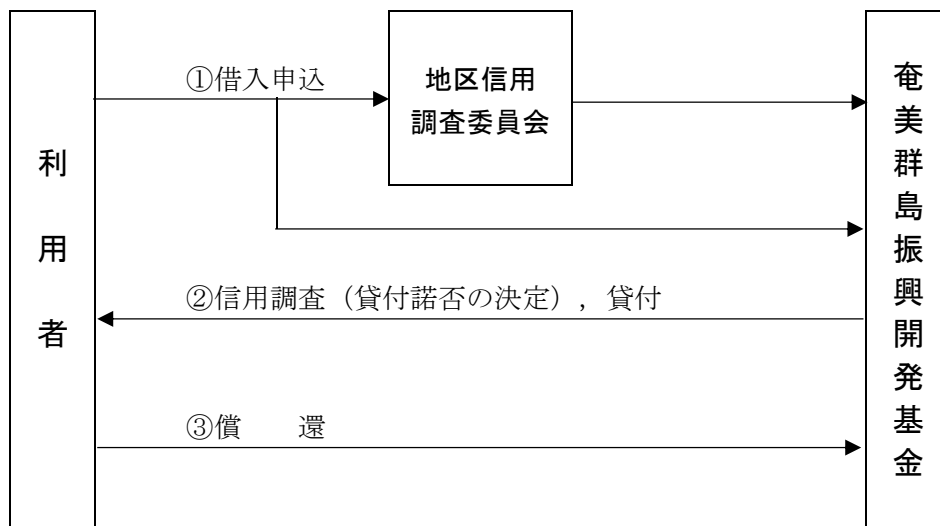
資金名	貸付対象事業	貸付利率 (%)	償還期限 (据置期間)	貸 付 限 度 額
水産業 振 興 資 金	漁船建造, 取得 (新船のみ)	2. 25	9 年以内 (2 年以内)	次の (1) 又は (2) のいずれか低い額 (1) 金額による限度 一 般 8 0 0 万円 特 認 5, 0 0 0 万円 注 特認の要件 ① 農林水産大臣又は都道府県知事から 漁業経営の改善計画の認定を受けた もの (認定漁業者) ② 「貸付金額の特認に関する取扱基準」 に該当するもの (2) 融資率による限度 【非補助事業】の場合 貸付対象事業費×9 0 % (融資率) 【補助事業】の場合 〔貸付対象事業費－補助金額〕× 8 0 % (融資率) ただし, 理事長が認める事業者に限っ ては上記融資率を1 0 0 % とすること ができる。
	中古漁船取得			
	漁船改造, 漁船装 備等改善		5 年以内 (2 年以内)	
	共同利用施設設備	2. 25	2 0 年以内 (2 年以内)	
	養殖施設設備	2. 25		
	漁業を営む者等の 共同利用に供する 施設の整備に関す る事業 (協調融資 の場合)	協調融資の金融機関が定 める範囲で設定		
流通・ 加工業 等振興 資 金	施設設備の整備及 び改善	2. 30～ 3. 20	20年以内 (5 年以内)	一 般 1, 500 万円 特 認 10, 000 万円 注 特認の要件 ① 市町村等から農業経営改善計画の認 定を受けたもの (認定農業者) ② 農林水産大臣又は都道府県知事から 漁業経営の改善計画の認定を受けた もの (認定漁業者) ③ 「貸付金額の特認に関する取扱基準」 に該当するもの
	経営安定改善 (長期運転資金)	2. 70 ～ 2. 80	7 年以内 (5 年以内)	

	農業又は漁業を営む者等の共同利用に供する施設の整備に関する事業（協調融資の場合）	協調融資の金融機関が定める範囲で設定	原則 50,000万円
運 転 資 金	水産業	2.25	1年以内（一）
			一 般 1,000万円 特 認 10,000万円 注 特認の要件 ① 「貸付金額の特認に関する取扱基準」に該当するもの

注1 貸付利率は令和7年9月19日現在

注2 水産業振興資金における漁船建造、取得及び中古船取得の利率については、県の利子補給制度があり、漁業近代化資金の貸付利率と同一になる。

(3) 貸付のしくみ



3 保証制度

(1) 利用対象者

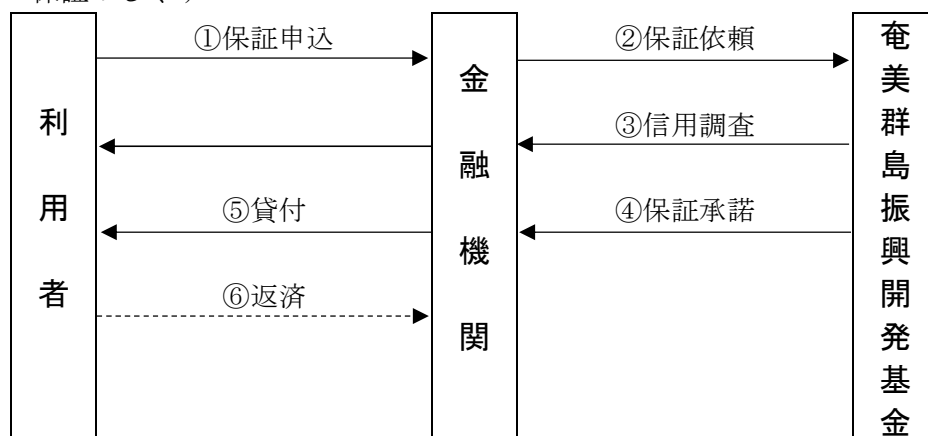
奄美群島において、事業を行う個人、法人、協同組合等

(2) 保証条件（一般保証）

資金使途	保証対象	保証限度額 (万円)	保証期間 (据置期間)	保証料率 (%)
運転資金・設備資金	個人・会社	20,000	必要な期間	0.45
	特別の事由	22,000		～
	特認等	23,000		1.90
	協同組合等	23,000		

※ 保証料率は対象者の事業内容により、適用される料率及び料率体系が異なる場合があります。

(3) 保証のしくみ



水産業競争力強化金融支援事業

1 趣旨

「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」（浜の担い手漁船リース緊急事業及び漁船漁業構造改革緊急事業，以下「漁船リース事業」という。）により漁船・漁具等の建造，取得若しくは改修を行う者及び「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」（以下「機器等導入事業」という。）により漁業用機器等を取得する者が借り入れる資金並びに漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成 23 年 3 月 29 日付け 22 水漁第 2323 号農林水産事務次官依命通知）別紙 3 の 1 の(2)のエの(ア)の水産庁長官が別途定める要件を満たす者（以下「太平洋クロマグロ強度資源管理取組者」という。）が借り入れる資金に対し，実質無利子化，実質無担保・無保証人化措置，保証料助成等の支援を行う。

2 事業内容

(1) 実質無利子化

漁船リース事業により補助を受ける事業者，機器等導入事業により補助を受ける漁業者及び太平洋クロマグロ強度資源管理取組者が借り入れる資金に対し，利子助成金を交付する。

① 対象者

ア 漁船リース事業により補助を受ける事業者

漁船リース事業の実施者のうち，平成 28 年 1 月 20 日以降に融資機関から資金の貸付けを受けた者

イ 機器等導入事業により補助を受ける漁業者

機器等導入事業の実施者のうち，平成 28 年 1 月 20 日以降に融資機関から資金の貸付けを受けた者

ウ 太平洋クロマグロ強度資源管理取組者

太平洋クロマグロ強度資源管理取組者のうち令和 7 年 4 月 1 日以降に融資機関から資金の貸付けを受けた者

② 対象資金

ア 漁船リース事業により補助を受ける事業者

- (ア) 日本政策金融公庫資金（農林漁業施設資金）※ 共同利用施設に限る。
- (イ) 漁業近代化資金（1，4 号資金）※ 共同利用施設に限る。

イ 機器等導入事業により補助を受ける漁業者

- ・ 漁業近代化資金（1，3，4 号資金）

ウ 太平洋クロマグロ強度資源管理取組者

- (ア) 漁業近代化資金（5 号資金）
- (イ) 日本政策金融公庫資金（漁業経営改善支援資金（長期運転資金））
- (ウ) 日本政策金融公庫資金（農林漁業セーフティネット資金）

③ 利子助成の対象となる借入金の上限

ア 漁船リース事業により補助を受ける事業者

- ・ 漁船 4億円（1隻当たりの上限額）
- ・ 漁具 1億5千万円（1漁具当たりの上限額）

ただし、漁船及び漁具等の合計額は、4億円を超えないものとする。

イ 機器等導入事業により補助を受ける漁業者

5千万円

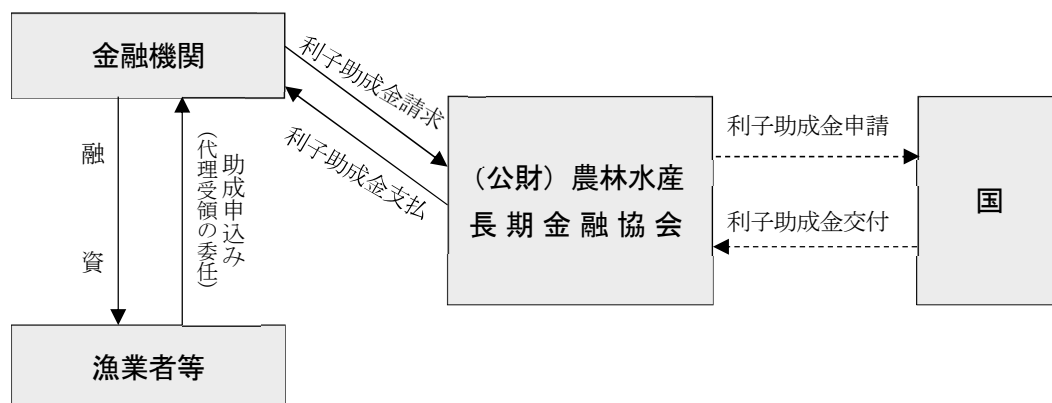
ウ 太平洋クロマグロ強度資源管理取組者

3千万円

④ 助成内容

利子の助成（最大2％，最長5年）

⑤ 事業の仕組み



(2) 実質無担保・無保証人化措置

機器等導入事業により補助を受ける漁業者及び太平洋クロマグロ強度資源管理取組者に対する融資で漁業信用基金協会が引き受ける保証について、保証人を不要とし、担保を漁業関係資産に限る保証を実施するため、当該保証の引受実績に応じて基金協会に対し助成金を交付するとともに、当該保証に係る保険に要する経費について、独立行政法人農林漁業信用基金に対し交付金を交付する。

① 対象者

次に掲げる全ての要件を満たす者

- 機器等導入事業の実施者又は太平洋クロマグロ強度資源管理取組者であること。
- 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第2条第1項に規定する中小漁業者等に該当する者であること。
- 漁業の事業資金に係る収入及び支出並びに資産及び負債を他の資金に係るものと区分して管理できる者であること。

② 対象資金

上記(1)の②のイ及びウに記載する漁業近代化資金

③ 保証の限度額

ア 機器等導入事業により補助を受ける漁業者

5 千万円

イ 太平洋クロマグロ強度資源管理取組者

3 千万円

(3) 保証料助成措置

漁船リース事業により補助を受ける事業者及び太平洋クロマグロ強度資源管理取組者が借り入れる資金について、漁業信用基金協会が保証を引き受けるに当たり、当該者から一定の期間保証料を徴収しないこととするために要する経費を基金協会に助成する。

① 対象者

次に掲げる全ての要件を満たす者について行われるもの

(ア) 漁船リース事業の実施者又は太平洋クロマグロ強度資源管理取組者であること。

(イ) 中小漁業融資保証法（昭和 27 年法律第 346 号）第 2 条第 1 項に規定する中小漁業者等に該当する者であること。

② 対象資金

上記(1)の②のア及びウに記載する農林漁業施設資金又は漁業近代化資金

③ 保証の限度額

ア 漁船リース事業により補助を受ける事業者

- ・ 漁船 4 億円（1 隻当たりの上限額）
- ・ 漁具 1 億 5 千万円（1 漁具当たりの上限額）

ただし、漁船及び漁具等の合計額は、4 億円を超えないものとする。

イ 太平洋クロマグロ強度資源管理取組者

3 千万円

④ 保証料助成期間

最長 5 年

3 事業実施期間

平成 27 年度～未定

漁業経営基盤強化金融支援事業

1 趣旨

水産資源状況の悪化，魚価の低迷，国際環境の変化等，我が国漁業を巡る厳しい状況の中，漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。以下「漁特法」という。）第4条第1項に規定する改善計画の認定を受けた者（以下「経営改善漁業者」という。）又は自然災害等の影響を受けた漁業者等が施設整備や災害復旧等に取り組むために借り入れる，株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）資金，漁業近代化資金等の金利負担を軽減するために，利子助成金を交付する。

2 対象者

- (1) 経営改善漁業者
- (2) 漁業を営む個人又は法人であって，その事業用資産について，暴風雨・豪雪等自然災害の被害を受けたことにより，災害復旧等のための資金を必要とし，かつ，当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた者
- (3) 漁業を営む個人又は法人であって，その責めに帰すことのできない社会的又は経済的環境の変化等の事由による影響を受けたことにより，その漁業経営を継続するために資金を必要とし，かつ，当該影響について影響内容の証明を市町村長等から受けた者で，水産庁水産経営課長が別に指定するもの
- (4) 共同利用施設を保有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であって，当該施設について水産庁水産経営課長が別に指定する自然災害の被害を受けたことにより，災害復旧等のための資金を必要とし，かつ，当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた者
- (5) さけ・ます流し網漁業の再編整備に関する基本方針（平成27年12月15日付け27水管第1735号農林水産事務次官依命通知）に基づく再編整備の対象となる漁業者の住所をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会
- (6) 漁業協同組合，漁業協同組合連合会等であって水産庁水産経営課長が別に指定する自然災害の被害について被害内容の証明を市町村長から受けた漁業を営む個人又は法人の事業用資産の復旧等を目的として当該個人又は法人が利用する共同利用施設を整備するための資金を必要とするもの

3 融資機関

公庫，漁業協同組合，漁業協同組合連合会，農林中央金庫，銀行，信用金庫及び信用協同組合

4 対象資金

- (1) 公庫が取扱う漁業経営改善支援資金及び農林漁業施設資金，農林漁業セーフティネット資金（以下「公庫資金」という。）
- (2) 漁業近代化資金（1号資金から5号資金までの各資金に限る。）
- (3) 漁業経営維持安定資金又は都道府県漁業経営維持安定資金

5 利子助成の対象となる資金の上限額及び利子助成期間

事業対象者	資金の種類	上限額	利子助成期間
2の(1)に規定する者（経営改善漁業者）	漁業経営改善支援資金のうち漁船の改造、建造又は取得に係るもの	2億円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が10年間を超えるときは、10年間）
		2億円超 4億5千万円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が5年間を超えるときは、5年間）
	漁業経営改善支援資金（漁船の改造、建造又は取得に係るものを除く。）	1億円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が5年間を超えるときは、5年間）
	漁業近代化資金のうち1号資金（20トン以上の漁船に係るものに限る。）	2億円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が10年間を超えるときは、10年間）
	漁業近代化資金のうち1号資金（20トン未満の漁船に係るものに限る。）	9千万円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が10年間を超えるときは、10年間）
	漁業近代化資金のうち2号資金から5号資金までの各資金	1億円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が5年間を超えるときは、5年間）
2の(2)又は(3)に規定する者（被災漁業者等）	漁業経営改善支援資金のうち長期運転資金	1千万円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が5年間を超えるときは、5年間）
	漁業経営改善支援資金（長期運転資金を除く。）	5千万円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が5年間を超えるときは、5年間）
	農林漁業施設資金	5千万円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が5年間を超えるときは、5年間）
	農林漁業セーフティネット資金（原油価格・物価高騰等の影響を受けた漁業者等が借り入れるものに限る。）	3千万円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が5年間を超えるときは、5年間）
	農林漁業セーフティネット資金（上欄に掲げるものを除く。）	1千万円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が5年間を超えるときは、5年間）
	漁業近代化資金のうち1号資金から4号資金までの各資金	5千万円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が5年間を超えるときは、5年間）
	漁業近代化資金のうち5号資金（原油価格・物価高騰等の影響を受けた漁業者等が借り入れるものに限る。）	3千万円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が5年間を超えるときは、5年間）

	漁業近代化資金のうち5号資金（上欄に掲げるものを除く。）	1千万円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が5年間を超えるときは、5年間）
	漁業経営維持安定資金（原油価格・物価高騰等の影響を受けた漁業者等が借り入れるものに限る。）又は都道府県漁業経営維持安定資金（原油価格・物価高騰等の影響を受けた漁業者等が借り入れるものに限る。）	4千万円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が5年間を超えるときは、5年間）
2の(4)又は(6)に規定する者 （被災漁協等）	農林漁業施設資金	5千万円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が5年間を超えるときは、5年間）
	漁業近代化資金のうち1号資金から4号資金までの各資金	5千万円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が5年間を超えるときは、5年間）
2の(5)に規定する者	漁業近代化資金のうち1号資金から5号資金までの各資金	2億円以下	貸付時から償還終了までの期間（当該期間が5年間を超えるときは、5年間）

(注) 1 公庫資金のうち漁業経営改善支援資金は、漁船の改造、建造又は取得、漁具の取得、水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設その他の漁業経営の改善に必要な施設の改良、造成又は取得に係るもの及び長期運転資金に限るものとする。

2 2の(4)及び(6)に規定する者が借り入れた資金のうち地域全体の漁業振興を図る観点からその保有する共同利用施設等の復旧等が特に必要と水産庁長官が認めた者については、上限額の欄中「5千万円以下」とあるのは「2億円以下」とする。

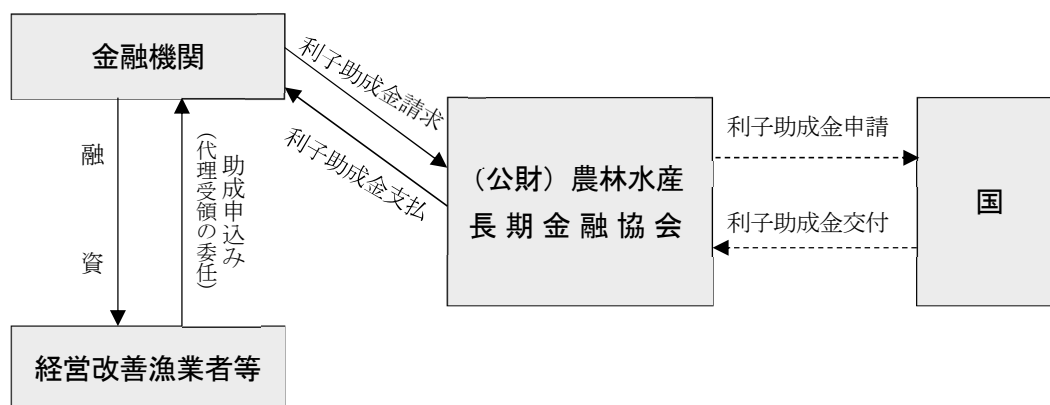
6 事業実施期間

令和元年度～未定

7 利子助成率

最大2%

8 事業の仕組み



漁業信用保証制度

《中小漁業融資保証保険制度》

1 制度の趣旨

中小漁業者等が必要な資金を借入れる際、金融機関に対する債務を漁業信用基金協会が保証することにより、融資の円滑化を図る。

2 保証を利用できる者

- (1) 基金協会の会員（中小漁業者等で基金協会へ直接出資している者）
- (2) 基金協会の会員である漁協、水加協の組合員たる漁業者等
（直接出資していなくても所属する漁協等が会員であれば可能）

3 保証の内容

資 金 種 類		保証限度額	保 証 期 間
漁業近代化資金		出資額の40倍	20年
沿岸漁業改善資金		出資額の40倍	10年
一般資金 事業又は 生活に必 要な資金	緊急融資資金	出資額の40倍	原則10年 〔 特認あり。政策金融公庫 農林水産事業資金は日本政 策金融公庫が定める期間等 〕
	日本政策金融公庫資金 漁業経営改善促進資金		
	上記以外の資金	出資額の20倍	

4 保証料率

(%)

資 金 種 類		総トン数20トン未満の動力漁船を使用して漁業を営む者	その他の漁業者	中小漁業者等緊急対策事業及び赤潮被害緊急対策事業（保証額1,250万円以下）に係る保証料率	
				総トン数20トン未満の動力漁船を使用して漁業を営む者	その他の漁業者
漁業近代化資金		0.56 (1.12)	0.48 (0.96)	1.22 (2.44)	1.00 (2.00)
沿岸漁業改善資金		0.59 (1.18)	0.48 (0.96)	-	-
一 般 資 金	日本政策金融公庫農林水産事業資金	0.61 (1.22)	0.50 (1.00)	1.22 (2.44)	1.00 (2.00)
	漁業経営改善促進資金	0.61 (1.22)	0.50 (1.00)	1.22 (2.44)	1.00 (2.00)
	公害防止資金	0.75 (1.50)	0.75 (1.50)	1.50 (3.00)	1.50 (3.00)
	災害資金	0.75 (1.50)	0.75 (1.50)	1.50 (3.00)	1.50 (3.00)
	一般緊急融資資金	1.20 (2.40)	1.20 (2.40)	1.74 (3.48)	1.74 (3.48)
	借替緊急融資資金	1.20 (2.40)	1.20 (2.40)	2.00 (4.00)	2.00 (4.00)
	漁協経営改善推進資金	1.56 (3.12)	-	-	-
	その他一般資金	1.11 (2.22)	1.11 (2.22)	2.00 (4.00)	2.00 (4.00)
	（事業資金のうち旧債整理資金）	1.20 (2.40)	1.20 (2.40)	-	-
	経営安定資金	1.20 (2.40)	1.20 (2.40)	2.00 (4.00)	2.00 (4.00)
生 活	事業関連住宅資金	0.61 (1.22)	0.61 (1.22)	1.22 (2.44)	1.22 (2.44)
	その他生活資金	1.40 (2.80)	1.40 (2.80)		
	カードローン	1.30 (2.60)	1.30 (2.60)		
副 保 証		0.61	0.50		

注1 ()書きは延滞保証料率

注2 中小漁業者等緊急対策事業及び赤潮被害緊急対策事業（保証額 1,250 万円以下に係る保証料率）は、H21、22 年度貸付の当該事業に係る保証料率。

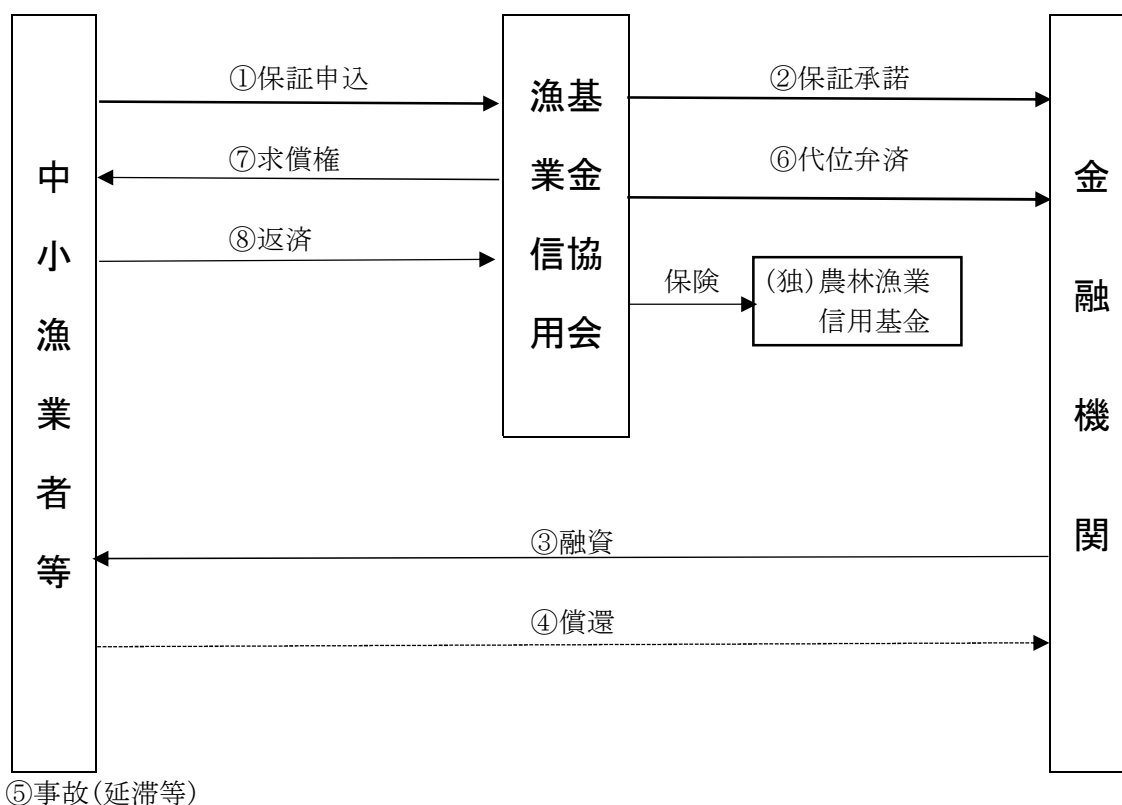
5 代位弁済

金融機関から貸付を受けた会員がその貸付けの最終弁済期限後 6 か月を経過して未償還の場合、金融機関の請求により代位弁済する。

6 求償権

基金協会が金融機関に保証債務を弁済したときは、その弁済した金額に相当する求償権を取得す。求償権は、納付を完了する日までの日数に応じ年 10.75%の違約金が徴収される。

7 制度のしくみ



※ ⑤～⑧は、延滞等があった場合を示す。

(水産金融総合対策事業のうち漁業者保証円滑化対策事業のうち求償権償却経費助成事業)

1 目的

中小漁業者等に対する貸付等について、基金協会がその債務を保証するに当たり、保証人は不要、担保は漁業関係資産以外は新たに徴求を行わないこととするとともに、漁業収入からのみ返済を求めるタイプの融資を促進することにより、中小漁業者等による積極的な設備投資等の推進や浜プランの実行の促進を図る。

2 対象者

- (1) 中小漁業者等
- (2) 漁業又は水産加工業の事業資金等に係る収入及び支出並びに資産及び負債を他の資金に係る収入及び支出並びに資産及び負債と区分して管理できる者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 経営改善漁業者（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第4条1項に規定する改善計画の認定を受けた者）
 - イ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 浜の活力再生プランに参加し、計画に記載された目標を達成する取組を複数実施することを内容とする計画を策定した者
 - (イ) 漁業又は水産加工業の経営を改善することを内容とする計画を策定した者
 - ウ ア又はイに掲げる者のほか水産庁長官が適当と認める者
 - エ アからウまでに掲げる者以外の者であって、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 遠洋かつお・まぐろ漁業を営む者
 - (イ) 養殖業を営む者
 - (ウ) (ア) 又は (イ) に掲げる者のほか水産庁長官が適当と認める者 等

3 事業内容

保証人不要、担保を漁業関係資産に限定した融資に係る保証引受を行うことにより、代位弁済により取得した求償権の償却に要する経費として積み立てる特別準備金への繰り入れに充てる資金について国が基金協会に対して助成する。

4 対象資金

独立行政法人農林漁業信用基金の保険の対象となる全ての資金。

5 保証の限度額

なし。ただし、基金等現在高等の1／5の限度額は適用。

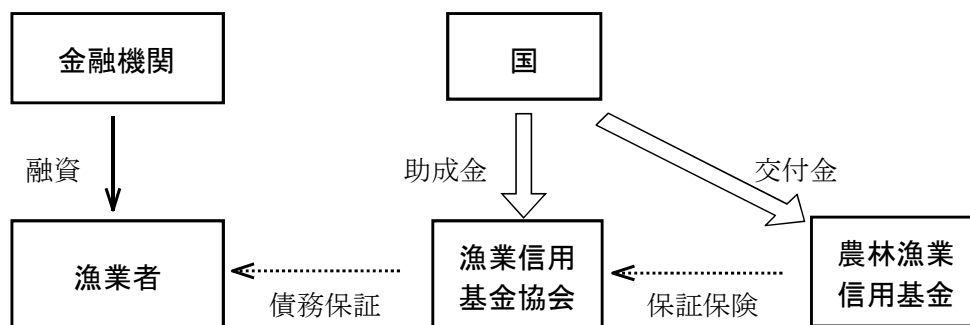
6 保証機関

漁業信用基金協会

7 保証引受期間

令和7年4月1日～令和9年12月31日

8 事業の仕組み



※漁業信用基金協会に対する助成額は、次により算出される額

- | | |
|---------|--|
| ①設備資金 | 本事業による保証額 × 事故率（ 0.74%） × 2／5 |
| ②運転資金 | 本事業による保証額 × 事故率（ 3.23%※） × 2／5
(※うなぎ養殖業運転資金の場合は1.24%) |
| ③負債整理資金 | 本事業による保証額 × 事故率（ 6.90%） × 2／5 |

○養鰻業者向け金融対策について

1 概要

ウナギ養殖のための運転資金（ウナギ稚魚の購入資金等）の借入を無保証人・担保限定による融資・保証により支援する。

2 対象者

養鰻業者（個人、法人）とする。

3 対象資金

運転資金とする。

4 保証の限度額

6, 0 0 0 万円

5 保証引受期間

令和7年4月1日から令和9年12月31日までとする。

<金融相談の窓口>

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
鹿児島県 商工労働水産部 水産振興課 漁協係	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁10F	099-286-2111 (内線3336～3338)
系統金融機関 九州信用漁業協同組合連合会鹿児島統括支店	890-0051	鹿児島市高麗町43-20キラメキ南国ビル4階	099-253-5531
県内に本店を有する金融機関 鹿児島銀行 南日本銀行 鹿児島信用金庫 鹿児島相互信用金庫 奄美大島信用金庫 鹿児島興業信用組合 奄美信用組合	892-0828 892-0816 892-8586 890-0822 894-0025 892-0842 894-0025	鹿児島市金生町6-6 〃 山下町1-1 〃 名山町1-23 〃 泉町2-3 奄美市名瀬幸町4-18 鹿児島市東千石町17-11 奄美市名瀬幸町6-5	099-225-3111 099-226-1111 099-223-0141 099-223-5111 0997-52-3211 099-224-3177 0997-52-7111
県外に本店を有する金融機関 〔政府系金融機関〕 日本政策金融公庫鹿児島支店(農林水) 〃 鹿児島支店(国民) 〃 鹿児島支店(中小) 〃 鹿屋支店(国民) 〃 川内支店(国民) 農林中央金庫福岡支店 商工組合中央金庫鹿児島支店	892-0843 892-0843 892-0843 893-0009 895-0027 810-0802 892-0847	鹿児島市千日町1-1センテラス天文館5階 〃 千日町1-1センテラス天文館5階 〃 千日町1-1センテラス天文館5階 鹿屋市大手町2-17 薩摩川内市西向田町5-29 南国殖産川内ビル内 福岡市博多区中州中島町1-3 鹿児島市西千石町17-24	099-805-0511 0570-098-842 099-223-2221 0570-098-951 0570-099-616 092-271-2111 099-223-4101
〔民間金融機関〕 三井住友銀行鹿児島支店 みずほ銀行鹿児島支店 宮崎銀行鹿児島営業部 肥後銀行鹿児島支店 福岡銀行鹿児島営業部 西日本シティ銀行鹿児島支店 熊本銀行鹿児島支店 宮崎太陽銀行鹿児島支店 三井住友信託銀行鹿児島支店	892-0842 892-0828 892-0844 892-0844 890-0053 892-0846 890-0053 892-0846 892-0828	鹿児島市東千石町1-38 〃 金生町7-3 〃 山之口町12-9 〃 山之口町1-3 〃 中央町15-23 〃 加治屋町15-11 〃 中央町13-1 〃 加治屋町14-8 〃 金生町7-8-101	099-222-2111 099-226-0161 099-222-1151 099-223-7221 099-253-1991 099-224-3161 099-259-6111 099-226-6175 099-227-1131
保証機関・その他 全国漁業信用基金協会鹿児島支所 全国遠洋沖合漁業信用基金協会 鹿児島県信用保証協会 独立行政法人奄美群島振興開発基金	890-0051 135-0034 892-0846 894-0026	鹿児島市高麗町43-20キラメキ南国ビル4階 東京都江東区永代2-31-1 いちご永代ビル8階 鹿児島市加治屋町14-3 奄美市名瀬港町1-5	099-253-8815 03-5646-2658 099-223-0271 0997-52-4511